

第4章 保存管理計画

史跡赤木名城跡は、第3章5節(2)で記載しているように中世城郭遺跡として位置づけられるものである。

今後、史跡の適切な保存管理を恒常的に維持していくため、奄美市教育委員会の保存管理計画について、まず基本方針を確認し、次いで保存管理の対象となる史跡の諸要素を具体的に整理して、それらの諸要素が史跡指定範囲内にどのように分布しているのかを、地区区分をしながら示す。

そして史跡の保存管理については、史跡の現状を変化させてしまう開発行為や自然災害等に対する一時的なものと、史跡を覆う樹林等に対する恒常的なものに大別できるので、保存管理における具体的な取り扱い方針と対応基準を本章でまとめることとする。

1 保存管理計画の基本方針

史跡赤木名城跡の保存管理に際して、以下の基本方針を定めるものとする。

- ①史跡の適切な状態を維持して、恒久的保存を図る。
- ②史跡の学術的調査を継続的に実施して、史跡の特徴を示す要素の学術的価値の確認を行い、個別に適切な保存を図る。
- ③周辺景観・自然環境と調和がとれていて、防災面にも配慮された史跡の保存管理を図る。
- ④地域住民と行政の協働による史跡の保存管理に取り組み、地域の誇りとなる歴史的空間を目指す。
- ⑤赤木名地区文化的景観事業とも連動した歴史的空間として史跡価値を向上させ、学校教育における教材や着地型観光における資源等の多様な活用を目指す。

2 史跡を構成する諸要素

史跡赤木名城跡の保存管理計画に際して、その対象となるあらゆる関連要素について、以下の3群に大別して整理する。

(1) 史跡の本質的特徴を示す要素

まず中世城郭跡として最も構造や特徴をよく示す遺構群を対象とする。史跡の保存管理に際して、最も注意しなければならない要素群である。

中世城郭跡の特徴を示すものとして、山地の尾根筋に構築されている堀切・切岸・曲輪・土塁等の遺構群は、最も明瞭で重要な要素である。加えて山地の斜面に構築されている曲輪・堅堀・切岸の遺構群も、中世城郭跡を構成する要素として重要である。

以上の地表で視覚的に確認できる構成要素に加えて、地下に埋蔵されているピット・土坑等の遺構も含めて考えなければならない。

史跡の本質的特徴を示す要素を整理するならば、以下のとおりである。

- 尾根筋の城郭遺構群（曲輪・堀切・土塁・切岸）
- 斜面地の城郭遺構群（帯曲輪・堅堀・切岸）
- 地下に埋蔵されている遺構（ピット・土坑等）

（2）史跡に関連の深い要素

史跡赤木名城跡を理解する上で、城郭が構築されている山地の自然地形は、史跡を考える上で関連が深く、考慮しておかなければならない重要な要素である。城郭の入口施設となる大手口が確認できていないので、特に遺構が構築されている山地集落側（西側）斜面の自然地形には注意が必要である。

史跡赤木名城跡の山麓には、薩摩藩統治時代に建立されている「観音寺跡」「秋葉神社跡」及び移転された「秋葉神社」が所在している。これらは、里集落から「神山」と呼ばれる聖地として信仰対象化されていた史跡赤木名城跡を含む山地の性格を理解する上で、注意しておかなければならない要素である。また薩摩藩統治時代における赤木名城跡の利用について考えるためにも、看過できない要素である。

観音寺跡は、史跡赤木名城跡の山麓にある奄美市立赤木名中学校の背後に所在している。島津家歴代の菩提寺である曹洞宗玉龍山福昌寺の末寺として、延宝 3（1675）年に瑰宝守柏大和尚位が開山したものである。その後、寛政 13（1801）年に仮屋が名瀬の伊津部仮屋に移転されると、観音寺も名瀬の旧墓地の隣接地に移転されている。観音寺跡は、奄美市指定文化財に指定されている。

秋葉神社跡は、史跡赤木名城跡の尾根筋に至る山道途中に所在する。急斜面地に狭小な平地を削平して建てられていたが、現在は史跡赤木名城跡の山道入口部分に移転されている。コンクリート製の社殿に建て替えられている。跡地に安永 5（1776）年の刻銘がある手水鉢が残されている。

史跡に関連が深い要素を整理するならば、以下のとおりである。

- 自然地形（史跡指定範囲内外）
- 秋葉神社跡の平地（史跡指定範囲内）
- 観音寺跡の平地（史跡指定範囲外）

（3）史跡の保存管理上で調整が必要な要素

史跡赤木名城跡は、山地の自然地形を活かして構築されているので、当該史跡が構築されている範囲は、全面樹林に覆われている。これら樹林は、総じて樹齢が若く、高木化しているものは多くはない。しかし、樹林の成長も早いので、里山として既に人為的管理が行われていない現状を考えるならば、樹林管理は、今後の史跡の保存管理において、恒常的管理が必要な要素として注意しなければならない。当該管理については、第 4 章 5 節であらためて取り扱い基準等について整理してある。

史跡赤木名城跡が所在する山地の両側は、土砂災害防止法による「土石流危険渓流地域」に指定されているほか、集落側斜面（西側斜面）から赤木名中学校側斜面（南側斜面）は

「土砂災害警戒区域」にも指定されているので、崩壊する危険性がある急傾斜地は、自然災害発生時には緊急の調整が必要になる要素として認識しておかなければならない。

また戦前戦後に、史跡を含む山地の尾根部分・斜面部分一帯が耕作地として利用されていたため、山麓に所在する奄美市立赤木名中学校の裏手から尾根筋に通じる山道が存在していて、現在も史跡赤木名城跡の見学道として利用されている。この山道も、史跡見学等の活用や安全確保の上で考慮しなければならない要素である。

加えて史跡範囲外になるので、史跡赤木名城跡の保存管理計画における直接的な対象要素となるものではないが、同一山地に所在する中金久集落の「菅原神社」、外金久集落の「巖島神社」も、秋葉神社と一緒に、幕末の古地図に「弁天跡」「墓地跡」として記載されているので、聖地（神山）としての山地の性格を理解する上で、注意しておく必要がある要素である。

菅原神社は、史跡赤木名城跡が所在する山地の中金久集落背後の山麓斜面に所在する。前述したように、幕末の古地図には「弁天跡」として記載されていて、もともと斜面中腹に建てられていたが、社殿改修工事に伴い、現在までに二度にわたり神社の位置を斜面下側に下げて変えている。宝永 7（1710）年に寄進された鰐口がある。社殿はコンクリート製に建て替えられている。

巖島神社は、史跡赤木名城跡が所在する山地の海岸外金久集落背後の山麓に所在する。幕末の古地図には神社の記載は認められないが、墓地跡として記載されているので、聖地（神山）としての性格の一端がうかがえる。宝永 7（1710）年に寄進された鰐口と天保 9（1838）年に寄進された弁才天石像がある。社殿はコンクリート製に建て替えられている。

史跡の保存管理上で調整が必要な要素を整理するならば、以下のとおりである。

- 森林（史跡指定範囲内外）
- 急傾斜地（史跡指定範囲内外）
- 山道（史跡指定範囲内外）
- 菅原神社（史跡指定範囲外）
- 巖島神社（史跡指定範囲外）

		史跡の特徴を示す要素	史跡に関連の深い要素	史跡の保存管理上で調整が必要な要素
史跡指定範囲内山地	尾根筋	・尾根筋の城郭遺構群（曲輪・堀切・土塁・切岸） ・地下に埋蔵されている遺構（ピット・土坑等）	・自然地形	・森林 ・斜面地（急傾斜地）
	斜面	・斜面地の城郭遺構群（帯曲輪・竪堀・切岸）	・秋葉神社跡 ・自然地形	・山道 ・森林 ・斜面地（急傾斜地）
史跡指定範囲外山地	尾根筋		・自然地形	・森林 ・斜面地（急傾斜地）
	斜面		・観音寺跡 ・自然地形	・山道 ・森林 ・斜面地（急傾斜地） ・菅原神社 ・巖島神社

第6表 史跡を構成する諸要素

3 史跡の構成要素による地区区分と保存管理

(1) 保存管理計画対象地域の大別

まず史跡赤木名城跡の史跡指定範囲を基準として、保存管理計画の対象となる地域を大別して示す。

さらに史跡指定範囲内・範囲外の地域について、遺構群が構築されている自然地形に従い、尾根筋と斜面に大別しながら、史跡を構成する諸要素を以下のように整理する。

①第1種地域（史跡指定範囲内山地）

史跡赤木名城跡の特徴を示す遺構群が集合している史跡指定範囲の山地部分である。遺構群が構築されている地形から、尾根筋と斜面に大別する。

②第2種地域（史跡指定範囲外隣接山地）

史跡赤木名城跡の隣接山地部分である。史跡指定追加予定地を中心とする。第1種地域に準じて、尾根筋と斜面に大別する。

	史跡の特徴を示す要素		史跡に関連の深い要素	史跡の保存管理上で調整が必要な要素
第1種地域 (史跡指定範囲内山地)	尾根筋	・堀切・切岸・曲輪・土塁 ・建物跡・土坑等	・自然地形	・森林 ・斜面地（急傾斜地）
	斜面	・帯曲輪・塹堀	・秋葉神社跡 ・自然地形	・山道 ・森林 ・斜面地（急傾斜地）
第2種地域 (史跡指定範囲外隣接山地)	尾根筋		・自然地形	・森林 ・斜面地（急傾斜地）
	斜面		・観音寺跡 ・自然地形	・森林 ・斜面地（急傾斜地） ・山道 ・菅原神社 ・厳島神社

第7表 保存管理計画対象地域の大別

(2) 地区別の保存管理方針

次に、保存管理計画の対象地域について、第1種地区・第2種地区の地域大別をふまえながら、史跡を構成する諸要素を具体的に整理し、それらの諸要素がどのように分布しているのか、遺構分布と自然地形との関係を考慮し、以下の5地区に区分する。

そして、史跡を構成する諸要素の在り方から、地区別に史跡の保存管理方針を示しておく。

地区区分	地区概要	該当遺構・文化財等
A	遺構が認められる尾根筋（第1種地域）	堀切・切岸・曲輪・土塁
B	遺構が認められる斜面（第1種地域）	竪堀・帯曲輪
C	遺構が認められない尾根筋・斜面（第1種地域）	（今後の調査で遺構確認も実施する）
D	遺構が認められない尾根筋・斜面（第2種地域）	（今後の調査で遺構確認も実施する）
E	施設がある斜面（第1種地域・第2種地域）	山道

第8表 保存管理計画対象地域の地区区分

A 地区	遺構が認められる尾根筋（第1種地域）
①該当遺構	堀切・切岸・曲輪・土塁
②保存状況	○尾根筋に、堀切をはじめとする遺構群が連続して構築されていて、史跡の特徴が最も解りやすいため、山道から登り、公開されている部分である。 ○全体的に樹木に覆われているため、遺構部分にも樹木が分布している。 ○尾根筋は、通路としても利用されている。 ○尾根筋を切断して構築されている堀切・切岸の切断部分の保存状態は良好である。 ○曲輪部分は、昭和30年代まで耕作地として利用されていたが、確認調査の結果、地下に埋蔵されている文化層（第3層）の状態は良好である。 ○南側曲輪群（B群）は、測量調査・確認調査の際に、覆われている樹木を間伐しているため、保存状態は良好である。ただし、間伐した分、日当たりがよくなり、雑草がやや茂りやすい。 ○北側曲輪群（A群）も、測量調査・確認調査の際に、覆われている樹木を間伐しているため、保存状態は良好である。やはり間伐した分、日差しがよくなり、雑草がやや茂りやすい。 ○土塁は、樹木に覆われている尾根筋の縁辺部分に構築されているため、日当たりが悪く、雑草が茂りにくい。保存状態は良好である。 ○鹿児島県指定の「土砂災害警戒区域」に含まれている。
③基本方針	○堀切を中心とする史跡の特徴をよく示す遺構群が見学できる中核的地区なので、史跡に対する理解を深められるような環境を整えていく。 ○北側曲輪群（A群）は、赤木名地区の3集落を眺望できる適地であるので、眺望を確保して、赤木名城跡の周辺地形を理解しやすく、地域住民にも親しみやすい環境を整えていく。
④保存管理方法	○倒木や樹根等による遺構の一部損壊が発生する可能性があるため、森林景観の保全や自然地形の維持に影響がないように留意しながら、遺構保存のために定期的な植生管理を実施する。 ○史跡の見学に適した環境を整えるため、定期的に雑草の伐採、低木の枝剪定、枯枝の除去等を実施する。 ○史跡の見学については、急傾斜地に転落する等の危険性も想定されるため、見学者の安全確保に細心の注意を払い、危険な要素を減らしていくよう努める。 ○計画的な発掘調査を実施して、史跡の構築使用年代と構造の変化の実態把握に努める。

第9表 A地区の保存管理方針

B 地区	遺構が認められる斜面（第 1 種地域）
①該当遺構	竪堀・帯曲輪
②保存状況	○全体的に樹木に覆われているため、遺構部分にも樹木が分布している。 ○斜面地を V 字状に掘り込んで構築されている竪堀の保存状態は良好である。 ○帯曲輪は、急斜面地が階段上に削平されて、不定形の平坦地が地形に即しながら構築されている。 ○帯曲輪の大半は、昭和 30 年代まで耕作地として利用されていたと考えられるが、階段状に削平されている構造の保存状態は良好である。 ○鹿児島県指定の「土砂災害警戒区域」に含まれている。
③基本方針	○急傾斜地であり、遺構群の見学には適していない。現状保存を基本として、遺構群の適切な維持管理に努める。
④保存管理方法	○倒木や樹根等による遺構の一部損壊が発生する可能性があるため、森林景観の保全や自然地形の維持に影響がないように留意しながら、遺構保存のために定期的な植生管理を実施する。 ○遺構保存に十分配慮しながら、森林景観の保全と自然地形の維持に努める。 ○計画的な発掘調査を実施して、史跡の構築使用年代と構造の変化の実態把握に努める。

第 10 表 B 地区の保存管理方針

C 地区	遺構が認められない尾根筋・斜面（第 1 種地域）
①該当遺構	不明
②保存状況	○全体的に樹木に覆われている。 ○鹿児島県指定の「土石流危険渓流地域」「土砂災害警戒区域」に含まれている。
③基本方針	○森林景観の保全と自然地形の維持に努める。
④保存管理方法	○森林景観の保全や自然地形の維持に影響がないように、適切な植生管理を行う。 ○計画的な地形踏査・発掘調査を実施して、史跡の構築使用年代と構造の変化の実態把握に努める。 ○今後の調査により、遺構が確認された場合には、A 地区または B 地区と同様の取り扱いに変更する。

第 11 表 C 地区の保存管理方針

D 地区	遺構が認められない尾根筋・斜面（第 2 種地域）
①該当遺構	不明
②保存状況	○全体的に樹木に覆われている。 ○鹿児島県指定の「土石流危険渓流地域」「土砂災害警戒区域」に含まれている。
③基本方針	○森林景観の保全や自然地形の維持に努める。
④保存管理方法	○森林景観の保全や自然地形の維持に影響がないように、適切な植生管理を行う。 ○計画的な地形踏査・発掘調査を実施して、史跡の構築使用年代と構造の変化の実態把握に努める。 ○今後の調査により、遺構が確認された場合には、A 地区または B 地区と同様の取り扱いに変更する。

第 12 表 D 地区の保存管理方針

E 地区	施設がある斜面（第 1 種地域・第 2 種地域）
①該当遺構	（山道）
②保存状況	○尾根筋を耕作地として利用していた時期に、耕作地まで登るために設けられた通路である。 ○鹿児島県指定の「土石流危険渓流地域」「土砂災害警戒区域」に含まれている。
③基本方針	○通路としての利用を継続する。
④保存管理方法	○史跡の見学に適した環境を整えるため、定期的に雑草の伐採、低木の枝剪定、枯枝の除去等を実施する。 ○史跡の見学については、急傾斜地に転落する等の危険性も想定されるので、見学者の安全確保に細心の注意を払い、危険な要素を減らしていくよう努める。 ○遺構を損壊しないことを前提としながら、将来的により安全性の高い山道を検討していく。

第 13 表 E 地区の保存管理方針



第 23 図 史跡赤木名城跡の地区区分



第 24 図 第 1 堀切 (A 地区)



第 25 図 第 2 堀切 (A 地区)



第 26 図 第 3 堀切 (A 地区)



第 27 図 北側曲輪群切岸 (A 地区)



第 28 図 南側曲輪群土塁 (A 地区)



第 29 図 観音寺跡 (D・E 地区)

4 現状変更に対する取り扱いの方針及び基準

(1) 現状変更の許可区分と手続

- ①現状変更の許可を要しない行為
 - a 維持の措置
 - b 非常災害のために必要な応急的措施をとる場合
 - c 保存に影響を及ぼす影響が軽微である場合
- ②現状変更の許可が必要な行為で、軽微な現状変更または保存に重大な影響を及ぼさない行為
- ③現状変更の許可が必要な行為で、重大な現状変更または保存に重大な影響を及ぼす行為
- ④現状変更を認めることができない行為

(2) 現状変更における法的根拠

「文化財保護法」第 125 条に「現状変更等の制限及び原状回復の命令」として、下記の規定が記されている。

第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第 1 項の規定による許可を与える場合には、第 43 条第 3 項の規定を、第 1 項の規定による許可を受けた者には、同条第 4 項の規定を準用する。

4 第 1 項の規定による処分には、第 111 条第 1 項の規定を準用する。

5 第 1 項の許可を受けることができなかったことにより、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

7 第 1 項の規定による許可を受けず、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

史跡内における現状変更については、第 125 条第 1 項の規定で「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と制限が設けられていて、原則的に文化庁長官の許可が必要とされている。

史跡内における現状変更許可の手続を必要としない場合は、「ただし、現状変更について

は維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない」と定められている。

また文化財保護法施行令第5条第4項には、市で実施できる現状変更許可（史跡への影響が軽微であるもの）について、下記の規定がある。

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第5条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第5号に掲げる事務（法第92条第1項の規定による届出の受理及び法第94条第1項又は第97条第1項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第1号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからヘまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で3月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第 130 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 文化庁長官は、前項第 1 号ヌの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

6 第 4 項第 1 号ヌの管理のための計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

7 第 1 項本文、第 2 項本文、第 3 項及び第 4 項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

文化財保護法に定められている第 43 条（現状変更等の制限）、第 53 条（所有者等以外の者による公開）、第 54 条・第 55 条（保存のための調査）関係については、この文化財保護法施行令第 5 条により、県及び市で行うべき事務の範囲が定められている。

現状変更に関わる行為については、いずれの場合においても、関係機関と協議、調整を十分に行う必要がある。特に計画段階における事前協議の実施が、手続を円滑に進めていく上で重要である。

（3）現状変更の許可申請が必要となる行為

次に、史跡赤木名城跡で現状変更の許可申請が必要となる「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為」について、想定される事項を具体的に確認しておきたい。

第 1 種地区とした史跡赤木名城跡の史跡指定範囲内の山地については、樹林に覆われていて、現在、地元住民の日常生活に直接関わる居住施設や関連施設等は認められない。また畑地も放棄されていて、耕作等の生業活動もほとんど行われていない。

そのため、史跡の恒久的保存管理を第一に考えるならば、林地における樹林の倒木、樹根の成長等による遺構損壊を未然に防ぐための計画的伐採に対応する場合がまず想定されるところである。あわせて史跡保存整備事業に関わる発掘調査や史跡整備等も考慮しておく必要がある。

第 2 種地区とした史跡赤木名城跡の史跡指定範囲外の隣接山地についても、樹林に覆われていて、大半の部分は、第 1 種地区と同様に地元住民の日常生活に直接関わる居住施設は認められない。やはり畑地も放棄されていて、耕作等の生業活動もほとんど行われていない。

しかし、今後の追加指定が計画されている里集落側の山腹には秋葉神社が祀られていて、当該箇所が史跡追加指定された場合、神社建て替えや神社参拝に関わる周辺整備等の開発行為に対する現状変更等の対応が生じる可能性も考えておかなければならない。

以上の想定をふまえて、史跡赤木名城跡で現状変更の許可申請が必要となる開発行為等について確認すると、次の①から⑥の行為に整理できる。

- ①建築物の新築・増築・改築・除去
- ②簡易工作物の新築・増築・改築・除去
- ③森林の伐採・植林
- ④土地造成（掘削・盛土）等による地形改変
- ⑤自然災害等における防災工事
- ⑥発掘調査及び保存整備

(4) 現状変更に対する取り扱い基準

前節で整理した①～⑥の行為について、第1種地区（史跡指定範囲内山地）と第2種地区（史跡指定範囲外隣接山地）における開発行為等に際して、現状変更に対する基本的な考え方を整理しておく。

①第1種地域（史跡指定範囲内山地）

史跡の中核となる遺構群について、恒久的保存を図ることが最も重要な目的であるので、①建築物の新築や④地形改変等の現状変更は原則的に認めない。

ただし、今後、史跡活用に向けて、見学者の利便性や安全確保を図るために階段や柵等の②簡易工作物を設置する整備事業等も考えられるので、史跡整備に伴う場合については例外として、それ以外の現状変更は基本的に抑制していくことになる。

史跡範囲内に繁茂している樹林については、間伐等も行われなくなり、山林の持続的管理が行われていない。遺構の良好な保存状態を維持していくために、史跡の保護に影響を与えない範囲で、③樹木の伐採や倒木の撤去等は、適切に進めていく。

史跡が所在する山地の東西両側は、土砂災害防止法による「土石流危険渓流地域」に、また山地西側と南側の急傾斜地は「土砂災害警戒区域」に指定されているので、⑤自然災害の防災工事や自然災害発生時の応急的工事等の人命財産に関わる対処については、文化庁文化財部記念物課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、奄美市教育委員会と協議を行い、速やかに実施するものとする。

史跡の構築使用年代や構造変化を明らかにするため等の発掘調査は、文化庁文化財部記念物課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、調査目的が明確かつ史跡保存に適切に配慮されたものだけを計画的に実施していく。以下、当該地域に含まれるA地区からC地区の3地区における現状変更の取り扱い基準について、整理して示しておく。

①建築物の新築・増築・改築・除去	・原則として現状変更は認めない。 ・建物施設は、史跡整備に伴うものしか認めない。
②簡易工作物の新築・増築・改築・除去	・原則として現状変更は認めない。 ・見学者の利便性、安全確保を図るための階段・柵等の施設は、文化庁文化財部記念物課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、奄美市教育委員会と協議を行い、遺構の保存に十分配慮できるものだけ認める。
③森林の植林・伐採	・原則として現状変更は認めない。 ・史跡整備に伴う景観維持等の目的を有するものに限られる。 ・伐採は、奄美市教育委員会と協議の上、遺構に影響を与えない方法を確認したものだけ許可する。
④土地造成（掘削・盛土）等による地形改変	・史跡の保存に配慮されたものや史跡整備に伴うものを除き、地形改変は原則として認めない。
⑤自然災害等における防災工事	・自然災害の防止工事については、文化庁文化財部記念物課・鹿児島県教育庁文化財課埋蔵文化財係の指導を受け、鹿児島県・奄美市教育委員会と協議を行い、史跡の保存に十分配慮されたものについて認める。 ・自然災害発生時の応急的工事については、住民の人命財産の安全確保を最優先として至急実施する。その際も、文化庁文化財部記念物課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、鹿児島県・奄美市教育委員会と協議を行いながら実施する。
⑥発掘調査及び保存整備	・遺構群の発掘調査は、文化庁文化財部記念物課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、鹿児島県・奄美市教育委員会と協議を行い、調査目的が必要なものだけ認める。
特記事項	
許認可の権限区分	文化庁あるいは奄美市教育委員会

第 14 表 第 1 種地域 A・B・C 地区の現状変更に関する取り扱い基準

②第 2 種地域（史跡指定範囲外隣接山地）

当該地域も、①～⑤の開発行為等に対する対応は、第 1 種地域と同様の取り扱いが望ましい。史跡範囲や関連施設等を明らかにするため等の発掘調査や山麓に所在する奄美市指定文化財「観音寺跡」の発掘調査は、文化庁文化財部記念物課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、調査目的が明確かつ適切なものだけをできるだけ計画的に実施していく。

①建築物の新築・増築・改築・除去	・第 1 種地域と同様の取り扱いが望ましい。
②簡易工作物の新築・増築・改築・除去	・第 1 種地域と同様の取り扱いが望ましい。
③森林の植林・伐採	・第 1 種地域と同様の取り扱いが望ましい。 ・伐採に際しては、奄美市教育委員会と協議を行う。
④土地造成（掘削・盛土）等による地形改変	・現状保存を原則とする。 ・やむを得ない場合が生じた際は、文化庁文化財部記念物課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、奄美市教育委員会と協議を行う。
⑤自然災害等における防災工事	・自然災害の防止工事については、文化庁文化財部記念物課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、鹿児島県・奄美市教育委員会と協議を行い、史跡周辺の景観に配慮した内容を工夫する。 ・自然災害発生時の応急的工事については、住民の人命財産の安全確保を最優先として至急実施する。その際も、文化庁文化財部記念物課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、鹿児島県・奄美市教育委員会と協議を行いながら実施する。
⑥発掘調査及び保存整備	・史跡指定範囲外の山地における発掘調査についても、文化庁文化財部記念物課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受けて実施する。
特記事項	・史跡指定されていない追加指定予定地について、保存の必要がある遺跡範囲として、埋蔵文化財包蔵地の取り扱いを行う。 ・関連文化財群として、奄美市指定文化財である観音寺跡・大島代官所跡の 2 箇所については、市指定史跡及び埋蔵文化財包蔵地としての取り扱いを行う。
許認可の権限区分	文化庁あるいは奄美市教育委員会

第 15 表 第 2 種地域 C・D 地区の現状変更に関する取り扱い基準

5 植生管理に対する取り扱いの方針及び基準

第4章1節の「保存管理計画の基本方針」①③に示す史跡指定地における日常的維持管理営為の主たるものは、樹林や草木の管理である。

史跡指定範囲内には、森林法第25条に基づく保安林は含まれていない。

第4章2節(3)に記したように、かつて史跡指定地は、耕作地や里山として利用されていたが、昭和40年代以降は次第に利用されなくなり、放置された結果、樹林に覆われた状態となり今日に至る。特に里山として樹林の伐採、利用が消失したため、高木化が進んでいる樹種も認められるが、樹林の様相としては総じてまだ樹齢が若い。

史跡指定後、一部の高木については剪定等の管理を適宜実施してきたが、史跡指定地全般について、立木倒木、樹根侵入等の遺構群の保存に影響を与えるものも想定しながら、日常的な剪定・伐採等の対策が必要である。今後の適切な植生管理により、良好な状態の維持を図らなければならない。

第4章3節・4節と重複する内容が含まれるが、以下で史跡指定地における植生管理を中心に、あらためて内容を整理して、具体的方法を示す。

(1) 日常的維持管理

- ・北側曲輪群(A群)を中心に、樹林が繁茂して、尾根筋からの眺望が悪くならないように、必要に応じて樹林の伐採を実施する。
- ・樹林の伐採に際しては、景観維持、自然保護の観点にも十分配慮して、専門家の指導を受けながら実施する。
- ・南側曲輪群(B群)を中心に、尾根筋の平坦地に、高茎草本、つる植物、荒地雑草等が繁茂しないように、適宜、刈取・除草作業を実施する。
- ・鳥類等により、荒地雑草等に混じり発生する実生の低木についても、適宜、伐採を実施する。
- ・倒木が確認された場合には、発見者は奄美市教育委員会に速やかに連絡を入れ、関係者による協議・視察を行い、倒木を史跡指定範囲外に搬出するようにする。同時に倒木の木根部分についても、遺構が損壊していないか必ず確認する。

(2) 危険木の除去

- ・立ち枯れした樹木、風水害等により損傷を受けた樹木については、必要に応じて剪定・伐採等の適切な処置をとる。
- ・木根が遺構の現状保存に影響を及ぼす可能性がある場合、その樹木の伐採を行い、枯らした後、木根を腐朽させてから除去する。

(3) 樹林管理

- ・樹林管理については、自然保護の観点からも配慮して、専門家の指導を受けながら、適

切な植生環境の維持に努める。

・高茎草本が繁茂してきた場合には、景観保全や安全確保の観点から、適宜、刈取・伐採作業を実施する。

6 史跡指定範囲における関係法規制

史跡指定範囲内における文化財保護法以外の関係法規制についても、以下のとおり確認する。

樹林に覆われている史跡一帯の山地には、森林法により定められている各種「保安林」は存在しない。

関係法規制として注意しなければならないのは、史跡が所在する山地の東西両側に指定されている土砂災害防止法による「土石流危険渓流地域」並びに山地西側と南側の急傾斜地に指定されている「土砂災害警戒区域」である。

〔土石流危険渓流地域〕

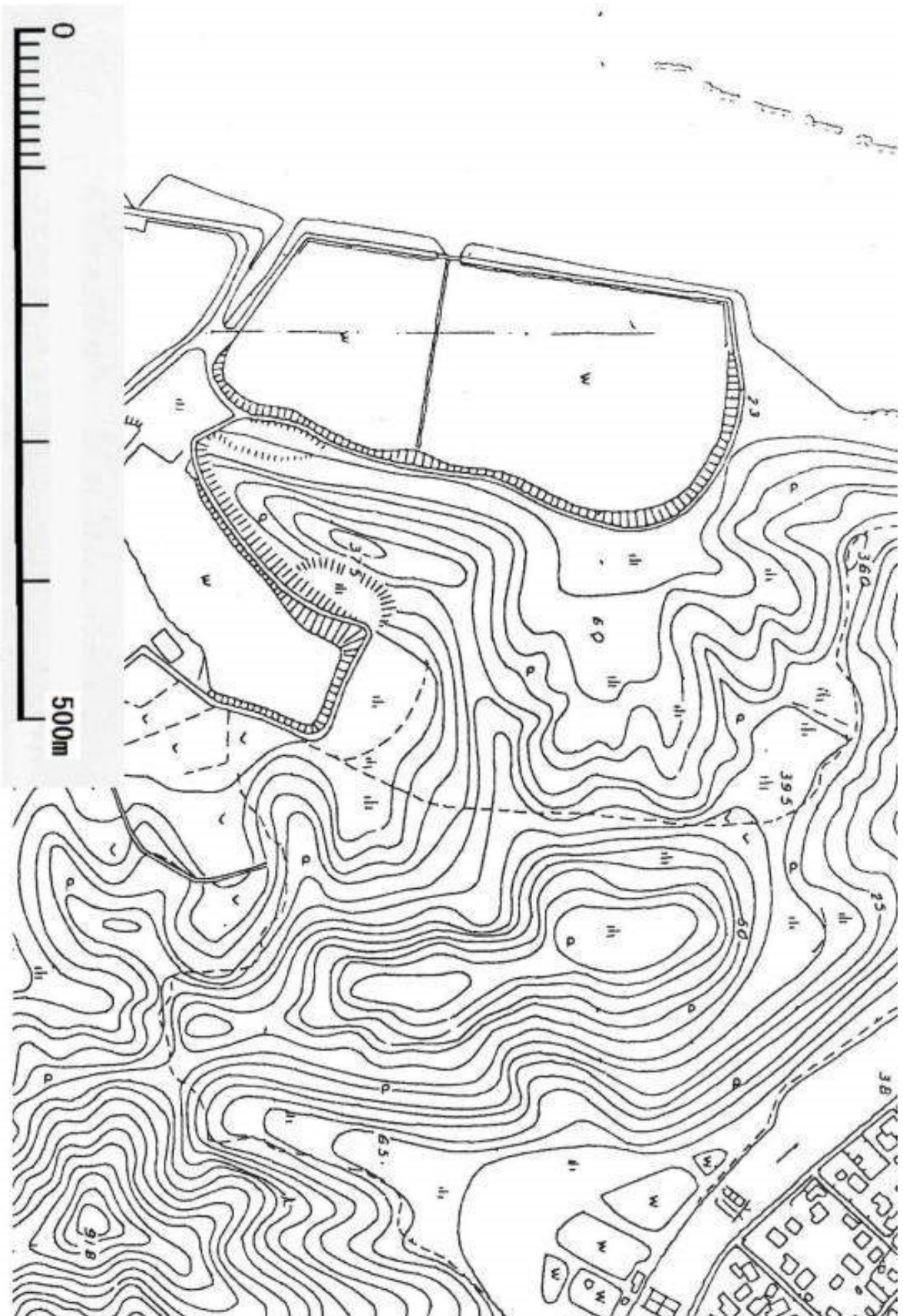
土石流危険渓流は、都道府県が実施する土砂災害危険箇所基礎調査により、土石流が発生する恐れがあると認められた川や沢を指す。人家5戸以上、官公舎・病院・福祉施設等の重要施設を有する渓流が「土石流危険渓流Ⅰ」、人家1～4戸を有する渓流が「土石流危険渓流Ⅱ」、人家等はないが今後の住宅立地等が見込まれる渓流が「土石流危険渓流Ⅲ」に区分されている。

史跡が所在する山地の西側（集落側）の谷地は、「土石流危険渓流Ⅰ」に指定されている。史跡追加指定予定区域に砂防ダムが2箇所設置されている。また史跡が所在する山地の東側の谷地は、「土石流危険渓流Ⅱ」に指定されている。史跡指定範囲の外側の谷地に砂防ダムが2箇所設置されている。地域住民に周知して避難等の啓発に利用する性格のもので、現段階で法規制があるわけではないが、今後の鹿児島県における防災計画が進められていく中で工事計画が生じる可能性もあり、関係機関には史跡の所在を周知徹底して、常に連携しておく必要がある。

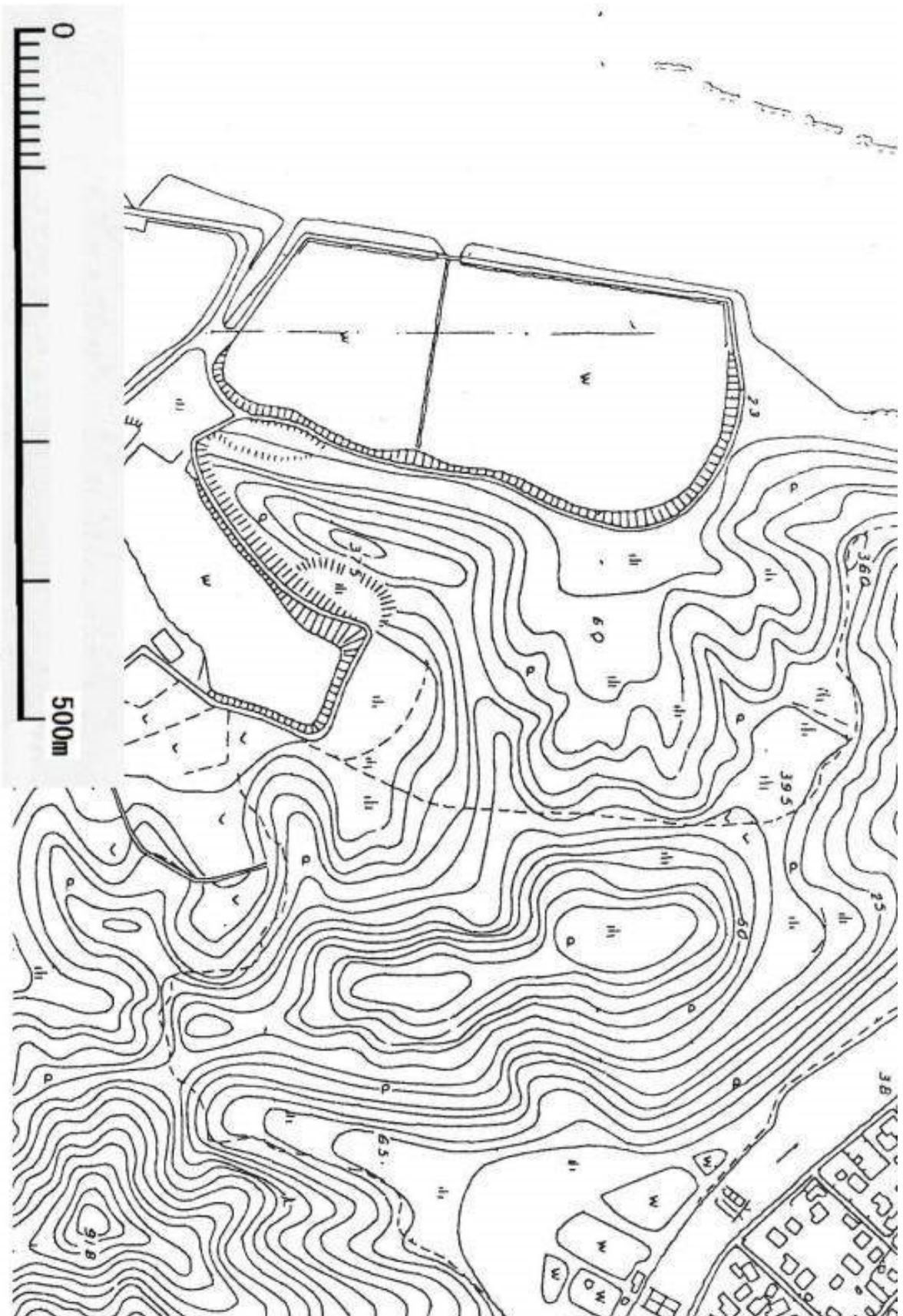
〔土砂災害警戒区域〕

土砂災害警戒区域は、崖崩れ等が発生した時に、住民等の生命に危害が生じる恐れがある区域である。黄線枠内は、土砂災害を防ぐために避難等に関することを住民に周知、啓発するために特に整備すべき地域であり（土砂災害防止法施行令第2条）、赤線枠内は、住宅建設に対する法規制があるが（土砂災害防止法施行令第3条）、それ以外の法規制はない。

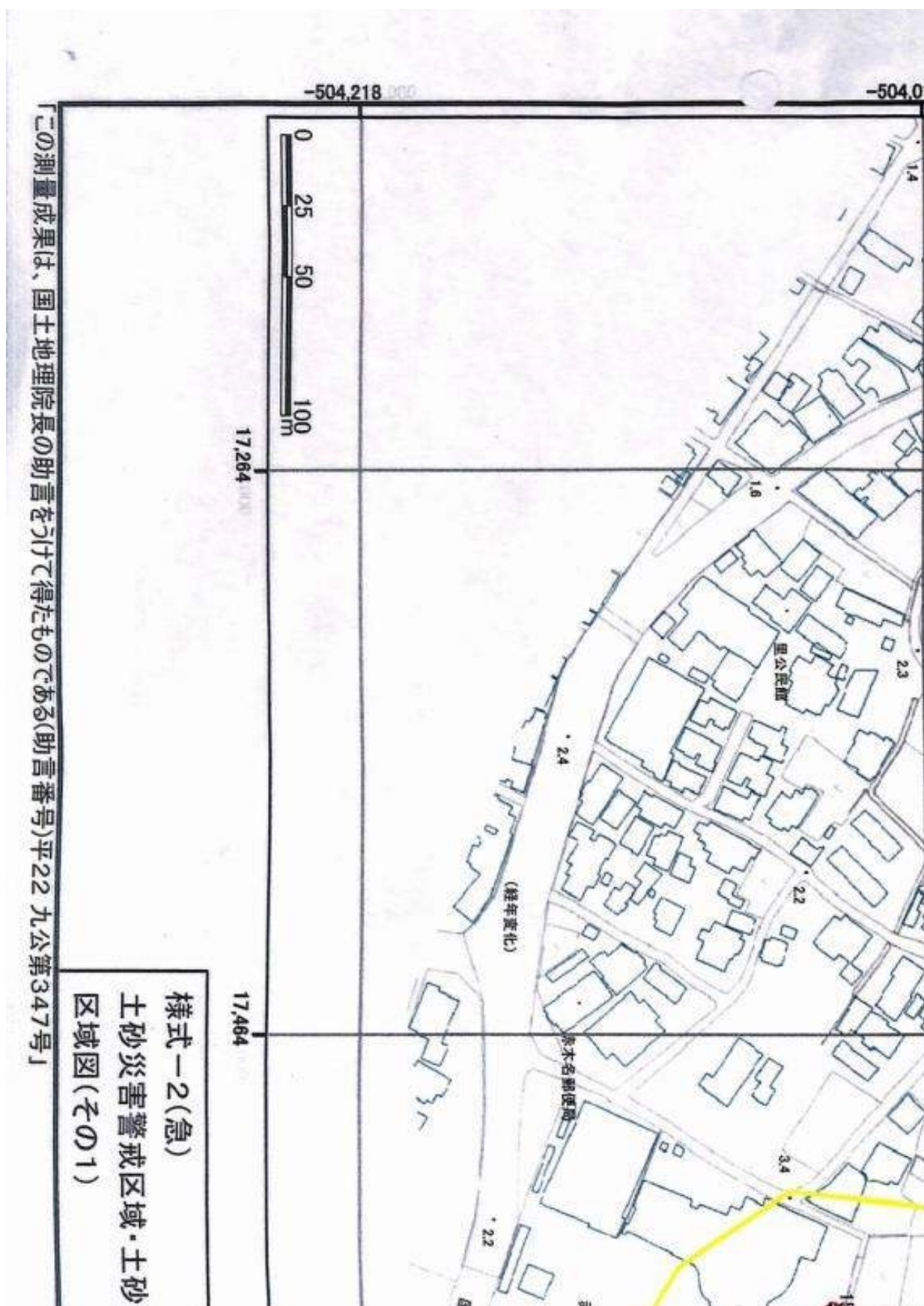
史跡の保存管理に際しては、史跡指定範囲内も、土砂災害警戒区域に含まれているので、今後の鹿児島県における防災計画の取り組み過程で工事計画等が生じる可能性もあり、関係機関には史跡の所在を周知徹底して、常に連携しておく必要がある。



第 30 图 土石流危険溪流 I 区域



第 31 图 土石流危険溪流Ⅱ区域



第 32 図 土砂災害警戒区域

第5章 今後の課題

1 今後の史跡活用に対する考え方

史跡赤木名城跡が持つ歴史的重要性を人々に理解してもらうためには、史跡を活用した今後の啓発普及活動が欠かせない。

史跡赤木名城跡における尾根筋の北側曲輪群には、前田川右岸に営まれている里・中金久・外金久の赤木名地区3集落を俯瞰できる眺望絶佳の場所がある。「赤木名城跡保存管理計画策定委員会」で会議を重ねる過程でも、赤木名地区3集落の地元委員からは、①地域住民の健康増進にも繋がる憩いの空間として気軽に登れる場所としての活用、②史跡赤木名城跡から見る事ができる赤木名地区3集落の眺望を活かした観光資源としての活用、③里集落の秋葉神社、中金久集落の菅原神社、外金久集落の巖島神社は、旧暦6月に行われる伝統的行事「六月灯」や「初詣」等の参拝や日頃の清掃奉仕活動等、集落コミュニティ形成の場所であり、史跡活用と連動させた神社利用の活性化、④史跡が所在する山地の山麓にある奄美市指定文化財「観音寺跡」は、現在草木に覆われた状態であるが、薩摩藩統治時代に赤木名村に赴任した歴代代官たちの崇敬した寺院であり、島津家歴代の菩提寺である曹洞宗玉龍山福昌寺の末寺であるという由緒ある歴史もふまえて、地域住民や観光客の憩いの場所となる拠点的空間としての活用、⑤100年以上の歴史がある赤木名地区の「招魂祭相撲」で力士たちが力水を汲む奄美市立赤木名中学校裏手の山麓のイジュンゴ（湧水）を史跡と連動させて活用する等、地域に根ざしたさまざまな意見が提起されてきた。

そうした今後の活用については、奄美市笠利総合支所が平成25・26年度に取り組んでいる「歴史回廊のまち笠利観光プロジェクト」が、笠利町における文化財群を網羅的に把握して、観光資源として活用しようと計画しているので、当該計画を実践していく後続事業等とも連携を図りながら多面的な史跡の啓発普及活動の展開を図る必要がある。

史跡の見学者等の安全確保を第一に図り、当面の措置として、市民総合賠償補償保険等による対応も検討しながら、上記の取り組みに即して史跡の活用に必要な取り組みを進めることとする。

2 今後の保護管理体制の充実

最後に、史跡の恒久的保存に向けた今後の保存管理体制について、まとめておく。

第1章第1節(3)で記載しているように、まず本書『史跡赤木名城跡保存管理計画書』を奄美市教育委員会、奄美市役所笠利総合支所、赤木名地区3集落をはじめとする関係機関・関係者に常備し、常に利用できる環境を整えておかなければならない。奄美市役所の定期人事異動や赤木名地区3集落の町内会役員改選等があるので、関係機関・関係者に毎年文書送付をする等の対応が必要である。

次に史跡指定されていない追加指定予定地について、保存の必要がある遺跡範囲として、埋蔵文化財包蔵地の取り扱いを行う。あわせて関連文化財群として、奄美市指定文化財の「観音寺跡」「大島代官所跡」の 2 箇所についても、市指定史跡及び埋蔵文化財包蔵地としての取り扱いを行う。当該措置により、文化財保護法により、史跡指定されていない箇所についても一定の保護が可能になる。

今後、地形踏査・発掘調査の計画的実施を重ねて、大手口・曲輪群の位置づけ等の城郭跡の構造的把握を深化させるとともに、城郭跡の構築使用年代や構造変化等を理解するための基礎的情報を蓄積させていく計画的な調査研究が必要である。

また、地域住民の理解・協力を得ながら、史跡の多面的活用を推進して、史跡の普及活用を図る必要がある。

そのためには、今後、史跡及び周辺の保存管理に必要な体制のさらなる充実を図るとともに、史跡赤木名城跡の整備活用計画を立案することも視野に入れながら、様々な活用施策について検討していくことが必要である。

付 編 史跡赤木名城跡をめぐる歴史的概観

1 史跡赤木名城跡の歴史的背景

石上 英一

赤木名城については、山稜の軍事的利用と城郭造成について、端緒的段階（宗教的利用の可能性も含む）、展開段階、後代利用段階、現況段階（現在、山の表面に観察される縄張または縄張様土地利用）の時間層に分けて考えねばならない。本項では、15世紀の笠利地域について記録した史料を紹介し（石上「奄美群島編年史料集稿」一～八『南日本文化』22, 23, 24, 26, 27, 28, 30, 31号、鹿児島短期大学附属南日本文化研究所、1990～98年、「琉球の奄美諸島支配の諸段階」『歴史評論』603号、2000年6月）、展開段階の赤木名城の遺構の理解の一助としたい。なお、史料より見た13～16世紀の奄美大島あるいは奄美諸島の歴史については、最近の三木靖氏の「中世」（『瀬戸内町誌』歴史編、瀬戸内町、2007年）を参照されたい。

（1）1450年－琉球の鬼界征討の前線基地としての笠利

『朝鮮王朝実録』世祖八年（1462）二月辛巳（十六日）条（大韓民国・国史編纂委員会影印本。池谷望子・内田晶子・高瀬恭子『朝鮮王朝実録琉球史料集成』、榕樹社、2005年）に、丙子年（1456）2月に久米島に漂到し、ついで琉球に到った朝鮮の船軍梁成等の報告が記録されている。梁成は、琉球が攻戦している国東の二島は池蘇（鬼界島）と吾時麻（大島）で、吾時麻は15余年前に帰順したが、池蘇は毎年交戦するがいまだ服従していないと報告した。奄美大島の帰順とは、北端笠利地方が最後に帰順したことを示すと考えられる。大島が帰順した15余年前とは、琉球使者により梁成等の送還がなされた世祖7年（1461）12月（世祖七年十二月戊辰（二日）条）から15余年前とすれば1446年前後、梁成等が琉球に漂到した1456年より15余年前とすれば1441年前後となる。

『朝鮮王朝実録』端宗元年（1453）四月辛亥（二十四日）条・五月丁卯（十一日）条に見える、琉球国中山王尚金福の使道安が朝鮮の漂流民の万年（ト麻寧）・丁禄（田皆）を送還した時の記録（中山王咨文、道安言、万年・丁禄言）には次のように記されている。庚午年（1450）にトカラ列島の中程にある臥蛇島に万年等6人の朝鮮人が漂到したところ、その島は半ばは琉球に属し半ばは薩摩に属する状態であったので、生き残った4人のうち万年・田皆は島人により加沙里島（大島北端の笠利半島）に送られ、万年は琉球国人甘隣伊伯也貴に買われ次で王に献上され、追って丁禄も琉球人完玉之に買われ次で王に引き取られたことがわかる。1450年当時、笠利に琉球人がいたのは、琉球王弟が鬼界島を征討するために軍を率いて駐留していたからである。甘隣伊伯也貴は、笠利大屋の音写で、占領地・軍事基地の笠利を統治する琉球の官人であったこととなる。

（2）1466年－中山王尚徳の鬼界島遠征

1650年に羽地朝秀により編纂された『中山世鑑』卷三尚徳世高王（沖縄県立博物館所蔵本）。

影印『重新校正中山世鑑』、沖縄県教育庁、1883年。『琉球史料叢書』4)に、成化二年(1466)二・三月、朝貢を行わない鬼界島に対して、尚徳王が自ら遠征して勝利したことが記されている。後代に編纂された史書の記述の支証となるのは、『呉姓家譜』正統(『那覇市史』資料篇1巻8那覇・泊系家譜、那覇市)の一世呉宗重(正徳九年(1514)歿)の条の記事である。『呉姓家譜』によれば、成化2年に鬼界島を制圧して凱旋した尚徳王が泊に入港するにあたり、宗重の妻が尚徳王に水を捧げたので賞され、妻は泊大阿母志多礼次良に宗重は泊村(那覇市泊地区)を預かる泊地頭(当時の名称は泊里主。地頭は17世紀の表現)に初めて任ぜられたと記されている。『中山世鑑』の尚徳王の鬼界島遠征記事は、第一尚氏の最後の王である尚徳が暴虐で不徳であったので鬼界島の朝貢がなされず、そこで「自ラ遠濤ニ赴テ」討伐したのは「末代ノ口遊ト成コソ哀ナレ」と評し、その早世と、第二尚氏尚円の即位を正当化する文脈として記述されているので、実際に遠征した年などはなお検討すべきであるが、1466年前後の時期に琉球による最終的な鬼界島制圧がなったことは認めてよい。尚徳王の鬼界島征討に際し、笠利半島は再び前線基地とされたと考えられる。

(3) 鬼界島平定と笠利半島

『海東諸国紀』(1471年、朝鮮・申叔舟撰。岩波文庫本参照)収録の「海東諸国総図」「琉球国之図」「日本本国之図」「日本国西海道九州之図」は、端宗元年(1453)の琉球国使道安が持参した「日本琉球両国地図の摸画四件」を基にしたものである。「琉球国之図」には、「鬼界島、琉球に属す、上松を去ること二百九十八里、大島を去ること三十里」と鬼界島に注記されている。また、大島には、「恵羅武を去ること一百四十五里、琉球に属す」と記載される。そして、大島の西の傍らには、「赤間関・兵庫を指す」「恵羅武を指す」と注記されている。すなわち、九州の東の豊後水道への航路(赤間関から関門海峡を西に抜け博多に至り、瀬戸内海を東進して兵庫関に至る)と、恵羅武(口永良部島)を通り九州の西方を北上する航路があった。沖縄県立博物館所蔵「琉球国図」(九州国立博物館『うるま・ちゅら島 琉球』、2006年、等参照)は、大宰府天満宮文庫旧蔵本で元禄九年(1696)に奉納された地図である(原図は15世紀中葉。書写年代は奉納の直前)。「琉球国図」は、鬼界島について「琉球の内」、「博多より三百里、琉球に至ること百五十里」と記す。大島の西南端には、博多から、恵羅武から、トカラ列島の西方からの三航路と琉球に至る航路が描かれている。「琉球国図」の大島の湊は、大島西南部の湯湾か西古見のあたりを示し、笠利半島ではないと考えられる。

17世紀以降に編纂された喜界島の系譜に、琉球との交戦を記録するものがある。『勘樽金一流系図』(亀井勝信編『奄美大島諸家系譜集』国書刊行会、1980年)には、喜界島南東部の荒木間切花良治村の勘樽金について、中山国の兵船が鬼界島の湾湊に襲来したとき抗戦したが降伏し、琉球に如(い)ったと記されている。「如琉球」とは琉球王府に上り、王に拝謁し冠位を授かりあるいは役職に任じられたことを示す。『喜界島大蛇良一流系図』には第五代星屋について、琉球国兵船が渡来した時に防戦したが降伏し、琉球に渡り琉球王より黄鉢巻を賜り、志戸桶間切(志戸桶・佐手久・伊実久・小野津の四箇村)を賜ったと記す。星屋の祖は七城(喜界町志戸桶)に住した大蛇良であり、15世紀前半期から中葉の時期に琉球の侵攻と対抗した鬼界の豪族であったと考えられる。これらの喜界島の系譜の記事は、尚徳王による制圧とその後の第二尚氏王朝への服属、鬼界島への間切制施行を

示している。

大島に間切が施行されたことを示す史料で最も古い確実なものは、和家文書の「永代家伝記」に写が残される嘉靖八年(1529)十二月二十九日笠利間切宇宿大屋子辞令書である。宇宿大屋子とは間切のもとにあるムラ(シマ)である宇宿を統治する役人である。宇宿大屋子となった「ちやくもい」(大親子の仮名表記)は「もとのしよ里の大やこかくわ(子)」と辞令書に記されるので、1529年以前、16世紀第一四半世紀には、笠利間切を統治する笠利間切首里大屋子(ちやくもいの父の保元金)が任命されていたことがわかる。15世紀中葉の甘隣伊伯也貴は鬼界島征討軍の笠利駐留と関連して派遣されていた役人と考えられ、16世紀第一四半世紀の笠利間切首里大屋子は、地域行政官としての間切役人である。

『朝鮮王朝実録』成宗二十四年(1493)六月戊辰(六日)条には、琉球国中山王尚円の使者梵慶が書契を持参して来聘したことが記録されている。その書契には、大島を奪取しようとする日本の甲兵と戦い撃退していることが報告されている。

結 語

笠利半島の西の笠利湾の赤木名とその西の津代湊は、琉球統治期の蔵本があった笠利半島東北の大笠利の背後を固める地、あるいは避難港として、海上交通、軍事上の要地であった。そのことは、慶長十四年(1609)に琉球に侵攻する島津軍が、笠利を制圧するために笠利湾の津代湊と深江ヶ浦(龍郷湾の奥)に兵船を停泊させたことから知られる(石上、「古奄美諸島社会の十七世紀における近世的編成の前提」『日本律令制の展開』、吉川弘文館、2003年)。琉球と鬼界島の抗争期であった15世紀、日本勢力の大島への介入が続いた15世紀末の時期に、現在の赤木名城の地に山城が築造されたことは推測できる。16世紀にも大島では紛争がおきているが、16世紀第一四半世紀には戦闘状態は一応終熄し、大島の笠利地域に間切支配が整備される。すなわち、展開段階の赤木名城は、15世紀の琉球の鬼界島征討と大和勢力の継続する南下との関わりで検討することができる。但し、赤木名城の現況の縄張りや当時の山城の様相の関係は今後の研究課題である。

附 記

- 1 本稿は、『赤木名城』(奄美市教育委員会、2009年3月)所収の石上英一「赤木名城の歴史的背景」を、誤記を修正し表記を統一して採録したものである。
- 2 論考の冒頭に記した「奄美群島編年史料集稿」により試みた奄美諸島編年史料は、石上『奄美諸島編年史料 古琉球期編』(上(1266年足利条より1609年3月24日条まで)、2014年5月刊行、吉川弘文館。下巻、未刊)により再編集されているので参照されたい。
- 3 1609年の島津軍の琉球侵攻に際して、3月7日に島津軍が大島に著した時、大将樺山久高の乗る軍船は深江之浦(深江ヶ浦)に著し、また僚船は赤木名の西側の津代湊に着し、8日に島津軍の主力は陸路から笠利を襲撃したと記録されている(『旧記雑録』後編卷六十三「琉球渡海日々記」、同卷六十四「琉球入ノ記」等。石上『奄美諸島編年史料 古琉球記編』上、一六〇九年三月七日条参照)。島津軍が陸路から笠利を襲撃した際、赤木名や赤木名城で戦闘があったことは記録に見えないこと、笠利間切の豪族笠利氏(後の田畑氏)は笠利(大笠利)において島津軍を迎え討つ作戦であったと「笠利氏家譜」に記されることなどから、1609年3月の戦闘においては、赤木名城は琉球国また大島笠利間切の笠利氏の軍事拠点として戦闘が行われるような軍事的位置にはなかったと考えられる。したがって、赤木名城の現状の縄張りや、1609年段階で既に構築されていたものかあるいは1609年の島津軍の大島制圧とそれ以後の島津氏による統治体制の展開の過程で整備されたものかは、今後の追加調査で検討されるべき研究課題である。(石上英一)

2 奄美群島の中世城郭研究からみた史跡赤木名城跡

三木 靖

(1) 中世城郭としてのグスク

①奄美群島におけるグスク研究の開始

奄美群島の城郭は、当地域が琉球文化圏に属していて城郭＝グスク（沖縄島の珊瑚の高石垣（背丈以上の高さ）で曲線状に囲まれたグスクが究極の景観）を前提とする状況のもとにあり、奄美群島の地元で関心を持たれ、書かれたものも多い。そのなかで最も貴重な指摘として 1968 年に刊行された『名瀬市史』の記述をあげたい。その事例は以下①～⑧である。

中世社会の存在を意識し、「アジ」（按司・地域領主）の時代・「琉球王朝（本稿では王家服属）時代を設定し、①「竜郷の戸口にはゴリヤ城（グスク）があり、そこには海将的豪族としてのアジが居城した」（『改訂名瀬市誌第一巻歴史編』124 頁）、②「大字小宿には山にグスクがあり、これが小宿という名称の起源になった」（同前 182 頁）、③「伊津部ではアジにより設けたグスクが祭場になった」（同前 187 頁）、④「グスクは尾根に設けられ、背後の奥山とのつながりを断つ堀切がある。山から集落へ降りてくる悪霊を阻止するためノロはこの堀切で粟の粥を流す儀式をした」（同前 187 頁）、⑤「竜郷の瀬留では、集落背後とその続きの尾根にグスクがあり、この尾根のグスクの周りには堀割がある」（同前 201 頁）、⑥「加計呂麻の諸鈍ではヒャー系のアジが、琉球王の遠征にグスクに籠もって対抗し討ち取られた」（同前 222 頁）、⑦「沖永良部の後蘭にはグラル孫八が積みあげたグスクがある」（同前 224 頁）、⑧「加計呂麻の子守歌にヤマトグスクというのがあり、これは大和系のグスクである」（同前 227 頁）

ここではグスクを城郭とし、豪族・アジや渡来者が、奄美群島の各島で集落の背後の山に築き、居所や琉球王に抵抗する拠点としたり、斎場にしたり、悪霊に対する宗教儀礼の場にして、城主だけでなく、地域住民と繋がりがあったことが記載されていた。これから、グスクは領主が地域住民と築いたもので、地域住民の安全確保と結びついていて、周囲からの攻撃に対応する役割があり、山地に人工的な構築物を造っており、城郭としての説明がなされていた。とは言え、信仰・宗教面や地名由来等に言い及んで、城郭としての考察は展開されたとは言い難い。

その後、1974 年『奄美文化誌』（西日本新聞社）は、「奄美の歴史」中世編で奄美群島の在地の領主層の動向とかかわらせて、同地域の城郭を取りあげた。まず 12 世紀前後に地域住民のなかからアジが登場する。その拠所は城郭であった。13 世紀にはアジが地域領主化し、14 世紀には琉球王家の奄美領国化の進展の下に置かれ、15 世紀以降琉球王家のアジ領国に編成され、その後 16 世紀まで維持されたとし、その舞台をアジが築城し利用し管理したグスクとし、これを城郭と捉えることができるとした。（因みに鳥羽正雄『城郭と文化』1942 年、大東出版社）は、沖縄のグスクを、住民の避難所からアジの居所となっていたとしていた。）

前記した『名瀬市史』以外にも奄美群島の各地で、史料、地名地形、伝承等からグスク

を城郭と指摘したものがあり、戸口城の様に 1969 年考古学調査をもとに、平家落人の伝承との絡みで城郭として報告された（松本雅明『沖縄の歴史と文化』1971 年、近藤出版社）ケースもあったが、グスクを日本の城郭史のなかで位置付ける試みには至らなかった。

②鹿児島県における中世城郭研究とグスク

ところで奄美群島の城郭は鹿児島県内にあるから当然、行政上では鹿児島県の城郭として調査されるものだったが、奄美群島の城郭が、鹿児島県の城郭のなかで取りあげられたのは 1979 年の基礎的なデータとしてのアプローチのなかでのことであった。

同年以前に鹿児島県の城郭リストとして、1934 年刊行の『城堡台場』（164 城をリストアップ）、1968 年刊行の『日本城郭全集第 15 巻、熊本・鹿児島・沖縄・補遺編』（345 城をリストアップ）、1970 年にまとめられた『鹿児島県に於ける中世城郭の一考察』（23 城を実地踏査）、1974 年刊行の『大隅・日向古城址名録』（鹿児島県分として 168 城をリストアップ）等先駆となったものがあったが、奄美群島の城郭は含んでいなかった（『日本城郭大系 18・鹿児島県』文献・史籍解題（1979 年、新人物往来社））。ちなみに行政範囲外のため沖縄県は当然、更には琉球文化圏に関心があっても、この時期までは奄美群島の城郭を城郭史の対象とはしていなかった。尤も当時は全国的にも中世城郭が独立の学術研究の主な対象とならない状況で、鹿児島県の城郭をリストにするとか、城跡を踏査する意図が示されただけでも城郭の研究史上積極的価値があったわけで、奄美で調査が行われなかったのは仕方のないところであった。

さて奄美群島の城郭を鹿児島県内の城郭として最初に取りあげたのは、1979 年の『日本城郭大系第 18 巻、鹿児島』であった。同書は 136 城について説明をし、そのなかに奄美群島の城郭としては辺留城（奄美大島）・七城（喜界島）・面縄城（徳之島）・内城（沖永良部島）・与論城（与論島）の 5 城が含まれていた（城名は主に地域名を主とした。が実際は地元ではこの名称を含め多様な呼称があり、更に城主名、美称、愛称等別称もあった）。この 5 城は史料、伝承、遺構、地域の関心の面から奄美群島城郭の代表と判断されたのであった。

また鹿児島県内全域の城郭のリストには 703 城が挙げられており、そのなかに前記 5 城を含め奄美群島の城郭は 27 城（前記以外に赤木名城・戸口城・有屋アジ屋敷・伊津部勝城・浦上城・小宿城・小湊アジ屋敷・知名瀬城・西仲勝城・根瀬部城・国直城・住用城・西古見城（以上奄美大島）・諸鈍城（加計呂麻島）・平家の森（喜界島）・大城・神之峯城・殿地・宮城城・大和城（以上徳之島）・上城・後蘭屋敷（以上沖永良部島））が挙げられ、奄美群島の全島で城郭を確認していた。とはいえ当時も、グスク名称が付けば城郭とする傾向があり、グスクと城郭の関係はかなり曖昧だった。

ところで奄美の城郭のなかには、アジ屋敷や殿地が含まれていた（これらを城郭史では屋敷または館（やかた）屋形と呼んでいる。そこで城館と言う呼称が生まれ、城郭のなかに城館を含める視点と、城郭と城館を区別する視点とがあり、本稿は前者によっている）ことに注目しておきたい。屋敷は、平地に築かれ防衛機能を持つ施設で、山城の形成（後代に城郭の主流になる）の前段階の施設もしくは山城と対（つい）になる施設で、城郭の一部と考えて、屋敷を城郭調査の対象とした。なお当時のリストでは、奄美群島以外の県内地域での全城郭に屋敷の占める比率より、奄美群島での全城郭に屋敷の占める比率の方が高かった。これは奄美群島では屋敷への関心が高かったことを反映していると思われる

いる。奄美群島ではグスク名称の付いたものが城郭の主流だったが、グスク名称のない七城、小湊アジ屋敷、平家の森、殿地、後蘭屋敷が城郭とされたことも特徴的であった。

その後、1987年の鹿児島県埋蔵文化財調査報告書(43)『鹿児島県の中世城館跡—中世城館跡調査報告書—』(『都道府県別日本の中世城館調査報告書集成第21巻 九州地方の中世城館(2)』(2002年、東洋書林)に収載)は、841城をリストアップしそのなかに奄美群島の城館45城が含まれていた。ここでリストの名称が城郭ではなく、中世城郭と中世が付くようになったことに触れておきたい。一般に全国の城郭は、平安後期から戦国期までに築城されたものを中世城郭、織豊期以降江戸期に築城されたものを近世城郭と分けている。鹿児島地域の場合、秀吉に属した1587年が大きな画期で、それ以降が近世社会であり、この年次以降に築城されたものは原則的には近世城郭である。とはいえ当県内では、本格的に築城された近世城郭は、江戸幕府の許可を得て1602年以降に、水堀と高石垣(人工的な構築物)とで囲まれた曲輪を作った鹿児島城のみであった。それ以外は、地形を活用して高さで防衛性を強化した曲輪を主とする山城が主であり、中世城郭と同一の歴史的性格が強かった。当県内では、織豊政権下で、また1599~1600年の庄内合戦(「伊集院氏について」(『恒吉城跡調査報告書I』)2014年、曾於市教委)、1600年以降の関ヶ原合戦とその戦後期に、改修された城郭は、中世城郭とほぼ同一の役割を担っていた。そのため本県は、鹿児島城だけが近世城郭で、それ以外は中世城郭と見なして、本県の調査は中世城館調査、その報告書は『鹿児島県の中世城館跡』となったのであった。以上の説明を受けて、本稿でここまで城郭としてきたものを以下、中世城郭と表現していく。

この『鹿児島県の中世城館跡』では、奄美群島の中世城館は、日本城郭大系の奄美群島分から18城も増えた。これは8年間に奄美群島で、県内他地域同様に、城郭への関心が深まったことを反映しており、このリスト=中世城館跡一覧は、今もしばしば使用されている。

また大和村・住用村・瀬戸内町・龍郷町・徳之島町・天城町・伊仙町・和泊町・与論町の各自治体分では「城」にぐすく(グスクと同一と判断している)と振り仮名を付け、喜界町・知名町両町では「じょう」や「しろ」と振り仮名の付いたものもあった。なお、ぐすくと振り仮名を付けたうち大和村・住用村・瀬戸内町・喜界町・天城町・和泊町は、「城」の全部をグスクとし、龍郷町・笠利町・徳之島町・伊仙町・与論町は、「城」の一部に振り仮名を付けていなかった。名瀬市は、大島郡以外同様、一切振り仮名を付けていない。この様に振り仮名を付ける際に乱れが生じているとは言え、9自治体が、城=グスクとしたのは大きなインパクトがあり、以降、奄美群島の中世城郭をグスクと表記するのが通例的となった。それは奄美群島の中世城郭を代表する辺留城、内城(沖永良部島)、与論城等がかなり古くよりグスクと呼称され、城という漢字を充てられていたと思われ、また地名でも伝承がそれを裏付けたと理解されたからである。このグスクは奄美の中世城郭を示す概念であって、実際にはグスクと呼ばれていないものも含んでいたし、逆にグスクと付いていても、中世城郭の概念としてのグスクには馴染まないものがあることも理解されるようになっていった。

(2) 中世の琉球史とグスク

①グスク時代と琉球王国形成

グスクという概念を設定して奄美群島の中世城郭をみることは、中世の奄美群島を含む琉球王国の中世史についての通説的理解に裏づけられていた。そこで琉球王国の中世史について、安里進『考古学からみた琉球史 上・下』(1990・1991年、ひるぎ社)、高良倉吉『琉球王朝の構造』(1987年、吉川弘文館)、琉球新報社編『新琉球史 近世編上・下』(1989・1990年、琉球新報社)、琉球新報社編『新琉球史 古琉球編』(1991年、琉球新報社)等で目配りしておこう。

当時の琉球は、東アジアでの通航と交易で際立った存在であった。その起点は1372年に中山王察度が明の洪武帝に入貢したことであった。足利義満が1401年日明貿易を開始する30年程も前で、その後も明との進貢は171回あり、室町幕府の進貢等の13倍もの進貢で、琉球が当時倭寇に席捲された東アジアの海域を、独自に往来していたことが分かる。

その王国は900kmに達する弓なりの列島で、宮古・八重山列島からなる先島諸島、沖縄島とその周囲の諸島からなる沖縄諸島、そして奄美大島とその周囲の諸島からなる奄美諸島(奄美群島のこと)の三諸島で構成され、「大和」と呼ばれる本州とその周囲の諸島と「アイヌ」が生活した蝦夷島とともに、日本列島を構成する三大文化潮流のひとつになっていた。

琉球が東アジア国際社会で大きく活動した12世紀から16世紀をグスク時代と呼んでいる。その時代は(1)アジ(按司)が登場し、北山・中山・南山の三山が鼎立した時期、(2)第一尚氏が三山を統一した時期、(3)第二尚氏が琉球諸島全体を統一した時期からなっていて、アジも王もグスクを活動拠点とした。

アジは、集落から生れ領域統治をする主体となった。アジの本拠は屋敷で、広い意味でグスクの1種と見なされた。競合相手が生まれると防衛性を強めた。アジのなかから王となるものが登場する際にの本拠ともなり、その後、三山が鼎立した際には、王が登場すれば他のアジは王に従うことになり、アジという名称は同じでも自ら領域統治した際とは異なる性格になった。その抗争後、第一尚氏が三山を統一し、第二尚氏が琉球諸島を統一する。三山鼎立期から第二尚氏が統一する間、グスクは、隆起珊瑚を加工し、緩やかに湾曲した高石垣の城壁で囲まれた、礎石建ちの正殿と御庭を中心に据えた城郭となった。今、この期のグスクを大型城塞と呼ぶことが多い。このグスクが社会の各方面の基盤となっていた期間をグスク時代と命名したわけである。この時代は五百年近くも続いたので、個別のグスクは経過とともに内容と性格が変わり、グスクは複雑な性格を持つに至った。

この間アジは領域的な統治者であっても、地域生活圏との結び付きを維持し、グスクは成立時より防衛施設を持つばかりではなく聖域(拝所や御嶽といわれる信仰の対象地や信仰の場所)や墓所や集落(屋敷)を含むことが多かった。領域統治をスムーズにしようとすれば、信仰施設や墓を取り込み、集落を囲い込む試みがあり、意図的にグスク内に信仰施設や墓を設け、人を住まわせようとした。アジは殊更に地域信仰等地域生活圏と結び付いた。

グスクに関する以上の見解は、中世城郭史の視角から、中世城郭の立場でグスク概念を設定し、それと実際のグスクとの関連に注目したもので、視角を変えた検討が加えられたとは言え、『球陽』に加え、前記した鳥羽正雄『城郭と文化』(1942年、大東出版社)の「沖縄の城」や、鳥越憲三郎『琉球宗教史の研究』(1965年、角川書店)に、沖縄のアジがそれぞれグスクを築城し居城という記載があったことも想起すれば、今も価値を失っていないことは言うまでもない。

根本的には地域の生活圏と繋がっているグスクだが、三山の王や琉球王の本拠となったグスクはアジを統率する場の性格が濃くなり、生活圏との繋がりを残しながらも政治を執り行う役割が前面に出てくる。この通り琉球王国の中世並行期ではグスクが重視され、グスクが社会的・政治的な施設だったのでこの期間をグスク時代と呼ぶのは的確だった。これが奄美の歴史理解に影響し、奄美の中世城郭をグスク概念で捉えようとする背景になる。

②沖縄諸島・先島諸島のグスク

続いてグスクを中世城郭の概念とみる視角で、沖縄諸島と先島諸島のグスクについて名嘉正八郎等の前掲書でまとめておきたい。

沖縄諸島にあってグスクを代表している今帰仁城（今帰仁村今泊）・座喜味城（読谷村座喜味城原）・中城（中城村泊）・勝連城（うるま市勝連南風原）・安慶名城（うるま市安慶名町）・伊波城（うるま市石川伊波）・浦添城（浦添市仲間）・首里城（那覇市首里当蔵町）・糸数城（南城市玉城糸数）・島添大里城（南城市大里）等は、海を見おろす崖上にあり、城壁に囲まれた城郭は壮観な眺めで、伝承や発掘による遺構・遺物も大切にされ、文化財保護法による史跡指定を受けている。このうち首里城は、琉球王の本拠であり、他は三山の王やそれに相当する領主の拠城も、日本各地の城郭のなかでも歴史性・風土性・芸術性の面で高い評価を得ている。そのグスクに加え伊祖城（浦添市伊祖後原）・北谷城（北谷町大村城原）・山田城（恩納村山田）・知念城（南城市知念）・玉城（南城市玉城）・垣花城（南城市玉城垣花）・具志川城（糸満市喜屋武町）・伊是名城（伊是名村伊是名）・具志川城（久米島町仲村渠）・伊敷索城（久米島町具志川）・宇江城（久米島村町宇江城）・高腰城（宮古島市城辺町）・フルスト原遺跡（石垣市大浜）・下田原城（竹富町波照間）等にも、野面や加工された石材の城壁と往時の景観が良く残っており、そのうちの代表的なグスクが 2000 年 12 月には「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産に登録され、特に今帰仁・勝連・中・座喜味・首里の各城は城壁を核にした復元が進み、琉球王府のあった首里城は全面的な発掘調査の後 1992 年に正殿・御庭をはじめ主要な建物も復元され、沖縄の文化遺産の目玉となった（『世界遺産 琉球王国のグスク及び関連遺産群』（2001 年、沖縄県教委文化課・世界遺産登録記念事業実行委員会））。

現在、沖縄島の周囲の島にも前記城郭をはじめとしたグスクがあり、これらを含め沖縄諸島には 223 城ものグスクがある（『ぐすく I』（1983 年、沖縄県教委））。このなかには城郭としての遺構が明確でないものもあるが、全体としては細工した石材を使用し丁寧に築城された城郭が多い。

この沖縄諸島の南にある先島諸島でも、これとほぼ同数に当たる 222 城のグスクがあり（『ぐすく II・III』（1990・1994 年、沖縄県教委））、数的には先島諸島も沖縄諸島と類似していると言える。グスクには石材が使われており、遺構・遺物は 12 世紀から 16 世紀までの間のものと確認されていることも沖縄諸島と共通しているが、城壁の基礎となる石材が自然のままであり、防衛施設の機能が弱いことと、前記報告書によるとグスクには「グスク相当」遺跡を数えており、先島諸島の城郭としてのグスクは、沖縄諸島のそれとは異なった点がある。と言うのは当地域では御嶽・元島・村跡・貝塚等の名称が付けられていて、信仰の対象地や集落跡が多く、それをグスクと呼ぶのでこれ等をグスク相当遺跡としたのでグスク数が多くなったので、先島諸島の城郭に限ったグスクは、沖縄諸島に比べるとかなり少ない。とは言え沖縄諸島で盛んにグスクが造られた時期に、先島諸島でもグスクが造られ、

人口や面積対比でいうと沖縄諸島より密度が濃い位で、墓をはじめとして重厚な人手の加わった石材による建造物も多く、石材の加工技術は沖縄諸島と遜色がない。遺跡は人間の文化活動の痕跡であるから、グスク時代に先島諸島は沖縄諸島に比肩しうる豊かな文化があり、充実した生活をしていたと考えられることを軽視することはできない。

この間、全国的には、城館の構造を把握に注目する「縄張調査」が城館調査の根幹と認識され、琉球文化圏の「グスク」についても縄張調査の重要性を指摘されるようになった（當眞嗣一『琉球グスク研究』2012年、琉球書房）。また琉球文化圏では、城壁で囲まれた大規模な「グスク」を大型城塞と呼称して、城郭編年が進められ（安里進『グスク・共同体・村』（1998年、榕樹書林））、一方では尾根や台地の先端部地域を、堀を入れて本体と切り離して安全性を保つと言う、全国の中世城郭にみられる築城法を用いた「グスク」が琉球文化圏で確認されている（名嘉正八郎『グスク（城）の姿』（1994年、鹿短大付属南日本文化研究所））。

また前記したグスク時代の②の三山統一を1422年に達成した第一尚氏の拠城で、高石垣を伴わず、一部に貼石を伴う、全国の中世城郭様式による山城の佐敷上城（『佐敷上城』2013年、南城市教委）が調査報告完了後の2013年国指定史跡となった。これは沖縄島に、主に切岸と空堀で造った曲輪を主郭とするグスクが残存していると初めて確定したことであり、グスク研究が新たな段階に到達したことを意味している。

（3）奄美群島におけるグスク調査とその様相

①奄美群島におけるグスクの特徴

奄美群島は、先島諸島とは沖縄諸島を挟み対照的な位置にあり、沖縄諸島の北に位置している。ここでグスクを中世城郭の概念とする考え方を検討するために、この奄美群島のグスクを、先島諸島、沖縄諸島と比べると、まず目立つのは、城郭としてのグスクには加工された石材が少ないこと、防衛機能がそれほど強くないことであり、これは先島諸島と類似していて、沖縄諸島とは異なっている。とは言え、加工された石材は南部の二島を除くと殆どみられないことと、集落内部の伝統ある屋敷や琉球系の役人の屋敷、崖墓や拝所をグスクと呼ぶことが多いことでは、奄美群島は先島諸島と異なっている。もちろん沖縄諸島とは当然、大幅に異なっている。そして人口や面積対比では（沖縄諸島に比べ、先島諸島ではグスクに「グスク相当」遺跡がかなり含まれてはいるが）、先島諸島と同じで、沖縄諸島より遥かに密度が濃い。この様に奄美群島のグスクは、沖縄諸島のグスクとはかなり異なっているのに比べ、離れている先島諸島のグスクと共通している点が多い。奄美のグスクは、先島諸島と類似してはいるが、先島とは異なる面もある。この違いは奄美群島と先島諸島が、沖縄諸島との地理的な違いと、歴史的な関係が違っているために生じた面が考えられる。これがグスクの機能にも違いを生じたのである。

次にグスクを中世城郭の概念と見なす立場についてみていく。この面では、多彩に展開した地元の研究が注目されるが、その詳細は高梨修「奄美におけるグスク研究のパースペクティヴ」（『南日本文化』第30号、1997年、鹿短大学付属南日本文化研究所）等に譲らざるを得ない。

②奄美群島におけるグスク調査の展開

さて『日本城郭大系鹿児島県』（1979年、新人物往来社）は、鹿児島県の城郭一覧のな

かで奄美群島のグスクを取りあげたことは前記したが、鹿児島県の全城郭を代表して、グラビアのトップに与論島のグスクが掲載されたことを付け加えておきたい。その後 1982 年には鹿短大付属南日本文化研究所がグスクの現地踏査を行い、翌 1983 年に「奄美大島のアジ屋敷」「沖永良島の山城」を発表し、以後この調査とグスクに関する意識調査が 10 年余続行された（「奄美におけるグスク調査の報告」鹿短大学付属南日本文化研究所叢書 18『奄美学術調査記念論文集』, 1993 年）。1987 年には、前記の通り鹿児島県教育委員会が中世城館調査で奄美群島在住の 13 人に調査を依頼し、奄美群島には城郭が 45 城あるとした（『鹿児島県の中世城館跡』, 鹿児島県教委）。この調査は奄美群島で中世城郭への関心を急速に高めるきっかけとなった（上野堯史「名瀬市域における中世城館について」（1985 年、『大島紀要』第 1 号, 鹿児島県立大島高等学校）。

また各地のグスクから出土するカムイヤキの窯跡が奄美群島の徳之島で発見され、1984 年から本格的に発掘調査が始まり、徳之島即ち奄美群島の 1 島が、後の琉球王国全域に重なる地域で大量に使われた陶器の生産出荷地であったと証明された。奄美群島のグスクには、成立期なかでも発生期 12 世紀後半のものがあるという 1984 年以降の名嘉正八郎説（1993 年『琉球の城』, 1995 年『グスク（城）の姿』, 1996 年『沖縄の城』）も注目している。1985 年には、沖縄県立博物館が、特別展グスクに際し奄美群島のグスクを取りあげ、その後グスクと言えば奄美群島のグスクを含むのが当たり前になった。

同時期に奄美群島各地でもグスクの発掘調査が始まり、中世城郭研究はレベルアップした。これは近年のことであり、スペースの関係もあるので、ここでは 4 事例に触れるにとどめたい。1985 年には天城町教育委員会の依頼で熊本大学文学部考古学研究室が徳之島で発掘調査を行い、報告書を刊行し（『玉城遺跡』1985 年, 熊本大学文学部考古学研究室）、笠利町教育委員会はグスクの発掘調査を相次いで行い、報告書を刊行した（『下山田Ⅲ遺跡（東地区）』（1983 年, 笠利町教委）、『用安湊城』（1994 年, 笠利町教委）等があり、その延長線上に赤木名城の調査が位置付けられる。更に 1994 年以降、名瀬市教育委員会は琉球大学法文学部考古学研究室と共同し、同市内全域でのグスク詳細分布調査（尾根の悉皆踏査）を実施し、2001 年の『名瀬市グスク詳細分布調査報告書』では同市内で 45 遺跡を確認し、そのうちグスク名称があるのは 5 遺跡で、これら遺跡をグスクとは呼ばず奄美大島型城郭遺跡と仮称することを提唱し、2009 年の『奄美市笠利町グスク詳細分布調査報告書』で、同町内で佐仁・喜瀬浦・宮田・城田等の城郭平面図を作成し、2012 年の『奄美大島奄美市住用町遺跡詳細分布調査報告書』では同町内の尾根の悉皆踏査で城郭遺跡 18 を確認した。かくして、この 25 年間に奄美群島では、グスクを中世城郭の概念と解釈して、グスクが多数存在していること、個別のグスクには中世城郭とそうではないものがあること、そして中世城郭がグスクと呼ばれていないことを明らかにしてきた。なおこの間、2008 年に鹿児島県教育委員会の中世城館遺跡保存検討委員会は、2001 年の『名瀬市グスク詳細分布調査報告書』をグスク地名から離れた調査の成果とするなど、奄美の 12 城の調査について資料「奄美諸島のグスクについて」に整理した。

③奄美群島におけるグスクの様相

そこで奄美群島全域を対象とした 1982～1992 年の「奄美におけるグスク調査の報告」、1987 年の『鹿児島県の中世城館跡』, 1997 年の「中世城郭」（『鹿児島の歴史』第 3 部, 高城書房）、1998 年の『鹿児島の地名』（平凡社）の「七城」「湊城」「赤木名城」「辺留城」「戸口

城」「国直城」「湯湾城」「海城」「諸鈍城」「宮城」「玉城」「山和城」「大城」「恩納城」「世之主城」「与論城」「上城」「有屋城」「浦上城」「伊津部勝城」の項をもとに、奄美群島でグスク呼称のある遺構を見直しておきたい。なお「奄美におけるグスク調査の報告」にある様に、このグスク現地踏査では、地籍図等を基礎にグスクと呼称される字名を手掛かりにし、現地に至って確認し、聞き取り調査をし、史料を収集し解説分析し、郷土史等で追跡したことが主要な資料となっており、不十分なところがあることをお断りしておきたい。

以下は、最初にグスクと呼称される字名として、グスクとグスク類似の名称や文字を、考察に必要と判断されるものを拾い出し、現地を踏査で地形、地勢を見て追加し、削除して中世城郭の可能性の高いもののグスクリストを示す。続いて『鹿児島県の中世城館跡』に掲載された中世城館のリストと照合する。掲載は、島単位で北からの順とした。

A 奄美大島

海城（瀬戸内町西古見）・城当（同篠川）・城原（同阿鉄）・脇城原（同久根津）・城田原（同嘉鉄）・勝浦城（同節子）・城（宇検村宇検）・グスコン（同生勝）・野城（同石良）・城又（同名柄）・百城（同平田）・城平（同阿室）・グスコンノー（同屋鈍）・城田（大和村今里）・下城（同大金久）・池城（同大棚）・脇ノ城（同思勝）・城（同国直）・城田（奄美市住用町）・城田（同城）・浦上城（奄美市名瀬浦上町）・城（同名瀬有屋町）・朝戸城（同名瀬朝戸）・城田（同名瀬根瀬部）・高城（同名瀬伊津部勝）・城又（同名瀬小宿）・城田（同名瀬知名瀬）・戸口城（龍郷町戸口）・己城（同浦）・山城（同久場）・城作（同龍郷）・大城（同円）・上城（同嘉渡）・大城（同秋名）・富城（奄美市笠利町大笠利）・大和城（同笠利町手花部）・赤木名城（同笠利町里）・按司城（同笠利町屋仁）・崎城（同笠利町須野）・高城（同笠利町笠利）・辺留城（同笠利町辺留）・山城（同笠利町宇宿）・城（同笠利町万屋）・前城（同笠利町和野）・山城（同笠利町節田）・湊城（同笠利町用安）。以上は 46 になる。このうち、海城（瀬戸内町西古見）・城（大和村国直）・城田（奄美市住用町）・浦上城（奄美市名瀬浦上町）・城（同名瀬有屋町）・朝戸城（同名瀬朝戸）・城田（同名瀬根瀬部）・高城（同名瀬伊津部勝）・城又（同名瀬小宿）・城田（同名瀬知名瀬）・戸口城（龍郷町戸口）・富城（奄美市笠利町大笠利）・大和城（奄美市笠利町手花部）・赤木名城（同笠利町里）・按司城（同笠利町屋仁）・崎城（同笠利町須野）・高城（同笠利町笠利）・辺留城（同笠利町辺留）は中世城郭のリストに該当している。これは 18 になる。なお中世城郭にはありながらグスクのリストにないものは 7 になる。またその後の調査でこれ以外の中世城郭が多数確認されているし、今後新たに追加されるものがあると思われる。言うまでもなくこの地域には赤木名城が含まれる。

B 喜界島

赤連城（喜界町赤連）・大城（同伊砂）・川嶺城（同川嶺）・七城（同志戸桶）・如城（同佐手久）・平家森（同早町）・山城（同荒木）・城（同城久）。以上は 8 になる。このうち、七城（喜界町志戸桶）・平家森（同早町）は、中世城郭のリストに該当している。これは 2 になり、中世城郭にはありながらグスクのリストにないものはない。なおその後の調査でこれ以外の中世城郭が確認されているし、今後新たに追加されるものがあると思われる。

C 加計呂麻島

諸鈍城（瀬戸内町諸鈍）・城（渡連）・臼根鼻原（瀬相）・今城原（俵）・城（嘉入）・臼根鼻原（薩川）。以上は 6 になる。このうち、諸鈍城（瀬戸内町諸鈍）は、中世城郭のリス

トに該当している。これは1であり、中世城郭にはありながらグスクのリストにないものはない。もっとも今後新たに追加されるものがあると思われる。

D 請 島

城（瀬戸内町請阿室）・城（同池地）。以上2である。この島には中世城郭のリストに掲載されているものはない。従って中世城郭のリストに該当するものはない。もっとも今後新たに追加されるものがあると思われる。

E 与路島

城（与路）。以上1である。この島には中世城郭のリストに掲載されているものはない。従って中世城郭のリストに該当するものはない。もっとも今後新たに追加されるものがあると思われる。

F 徳之島

大城（徳之島町松原）・大和城（同天城）・玉城（同天城）・恩納城（同面縄）・按司城（同犬田布）・山城（同山）・宮城（同花徳）・上城（同花徳）・大城（同井之川）・大和城（同神之嶺）。以上10になる。このうち、大城（徳之島町松原）・大和城（同天城）・玉城（同天城）・恩納城（同面縄）・按司城（同犬田布）・宮城（同花徳）・大和城（同神之嶺）は中世城郭のリストに該当している。これは7になる。なお中世城郭にはありながらグスクのリストにないものは6になる。なお今後新たに追加されるものがあると思われる。

G 沖永良部島

大和城（和泊町畦布）・後蘭屋敷（同後蘭）・上城（同内城）・直城（同内城）・出城（同内城）。以上5になる。このうち、後蘭屋敷（同後蘭）は中世城郭のリストに該当している。1であり、中世城郭にはありながらグスクのリストにないものが1ある。もっとも今後新たに追加されるものがあると思われる。

H 与論島

城（与論町城）・上城（同東区）。以上2である。両方とも中世城郭のリストに該当している。これは2になり、中世城郭にはありながらグスクのリストにないものはない。なお今後新たに追加されるものがあると思われる。

以上によれば、奄美群島でグスク呼称のある遺構は80あり、そのうち中世城郭のリストにあるのは32になる。グスク呼称の40%が中世城郭のリストに合致することになった。この場合、グスク呼称のある遺構は、グスク呼称のあるもの全てではなく、現状では中世城郭と推定されるものを選択したものであるのに、半分以上の40%しか中世城郭と判定されていないのは気になる数値である。グスク呼称の遺構と言っても、大半は地名として残存しているに過ぎないことになる。これは調査の進行過程の数値であり、グスク呼称の遺構と言い、中世城郭と言い未確定の要素が大きく、一つの目安に過ぎないがグスクを中世城郭の概念としてきたことを顧みる素材にしてもいいと思われる。因みに、ここでは当然ながら、グスクの全容に触れたものではなく、中世城郭とのかかわりに関する指摘である。

(4) 琉球文化圏のグスクと中世城郭

奄美群島の城郭は、当地域が琉球文化圏に属しているので、城郭はグスクであるという状況のもとで関心を持たれてきて、奄美群全域で、奄美群島の歴史を明らかにするための手がかりとされるまでに広まり、深まってきた。そのうえ、1987年の『鹿児島の中世城

館跡』以降、奄美群島関連では、中世城郭をグスクと表記するのが一般化した。それは奄美群島の中世城郭の概念を示すものであって、再々記している様に、実際にはグスクと呼ばれていないものも含んでいたし、逆にグスクと付いていても、中世城郭には馴染まないものがあることも理解されるようになってきた。

なかでも、1994年以降、尾根の悉皆踏査を実施した成果である2001年の『名瀬市グスク詳細分布調査報告書』は、尾根にある遺構をグスクとは呼ばず奄美大島型城郭遺跡と仮称するよう提言した。

これらを考慮し、奄美群島の中世城郭を整理すると、奄美群島の中世城郭をグスクで表記することを、再検討する機運が醸成されたと思われる。本稿を通じて奄美群島の中世城郭の調査に長年従事してきた一員として、奄美群島の中世城郭の今後を考えてこの課題を突き詰めたいと願っている。この奄美群島の中世城郭の研究は多方面にわたっているし、今後も多彩に展開することを確信しているが、全国での中世城郭に共通する本質を当地域の中世城郭に見出すことも極めて意義深いことである。赤木名城の解明は当然、その一環でもある。

附 記

1 本稿は、三木 靖「奄美の歴史 中世」(『奄美文化誌』(1974年、西日本新聞社)、「奄美におけるグスク調査の報告」(鹿短大学附属南日本文化研究所叢書18『奄美学術調査記念論文集』、1993年)、「中世城郭」(『鹿児島県の歴史 第3部』(1997年、高城書房)、「七城」以下城郭関係項目(日本歴史地名大系47巻『鹿児島県の地名』、1998年、平凡社)、「奄美の中世城郭について」(『南九州城郭研究』創刊号、1999年、南九州城郭談話会)、「南島(奄美)のグスク」(鹿短大附属南日本文化研究所「城を語る夕べ」1996年9月4日名瀬市奄美振興会館での報告)等の報告、大島新聞1997年1月元旦号・鹿児島新報等の論稿を基礎とした。

2 本稿の執筆に際し、奄美市教育委員会のご協力をいただいた。また奄美群島で中世城郭の調査等にご協力いただいた各位に深謝する。(三木 靖)

3 白尾伝衛門による「幕末（嘉永）の赤木名」絵図

山下 和・弓削 政己

『笠利町誌』に、「幕末（嘉永）の赤木名」と称される古絵図が掲載、紹介されている。この絵図は、現在、奄美市立奄美博物館に保存されている。大きさは、縦 63.8× 横 84.8cm である。

この絵図には、「高崎崩れに島流しされ上里一番地に配流されていた白尾伝右衛門作成の赤木名略図（原本写より）樺山伸也氏写」の注記が認められる。注記されている情報を整理してみるならば、以下の内容が確認できる。

- ①絵図は、白尾伝右衛門により作成されたものである。
- ②白尾伝右衛門は、「高崎崩れ」で赤木名の上里一番地に遠島された人物である。
- ③絵図の成立時期である「幕末（嘉永）」とは、1848（嘉永元）年から1853（嘉永6）年頃と考えられる。
- ④白尾伝右衛門作成の絵図原本の写があり、それを樺山伸哉氏が写したものである。つまり原本写の写である。樺山氏も、原本写をトレースしたものであることを記憶されている。

今回、「赤木名城跡保存管理計画策定事業」に際して、赤木名地区に対する歴史的 understanding を深める一環として、絵図の文字情報を解読し、あわせて絵図が描かれた歴史的背景の若干の考察まで行うものである。

史料が原本写の写である性格上、「幕末（嘉永）の赤木名」「高崎崩れに島流しされ上里一番地に配流されていた白尾伝右衛門作成の赤木名略図」「方位」等の文言は、原本に記載されていたものか判然とせず、今後の調査が必要である。

ここでは、従来の「幕末（嘉永）の赤木名」という絵図の呼称と「赤木名絵図」の略称を便宜的に使用しながら考察を進める。

(1) 白尾伝衛門について

白尾伝右衛門の経歴は、「御奉公相勤候次第 白尾氏」（ハワイ大学宝令文庫）という史料から知ることができる。

白尾の名は白尾理左衛門國利（初め伝太郎次いで伝右衛門と改名）。絵図は、白尾伝右衛門の時である。

白尾家の本貫地は、加治木である（「隅陽記」始良市誌史料集刊行委員会『始良市誌二』）。

初代は、足利尊氏の命を受けて14世紀後半から15世紀前半の伊東家と島津家等との戦いで、島津家側として「荘内高城不動寺馬場にて打死」している。三代目は、豊臣秀吉の命を受けて16世紀後半の朝鮮出兵や関ヶ原の戦いに加わっている。

白尾傳右衛門は、白尾家17代にあたり、加治木居住である。当初は、御小姓勤、御番頭、御側目付、與頭・御使役兼務等の職であった。ところが、藩主継承をめぐる嘉永朋党事件（高崎崩れ）で、1850（嘉永3）年に島津斉彬派約50名に対して、蟄居・遠島等の処分が下された。島津斉彬派の白尾も、糾問されたのである。

「御奉公相勤候次第 白尾氏」から、牢入から赦免までを抜粋すると、次のように述べ

られている。

(前略)

- 一 嘉永三年戊正月十日、御裁許掛三原喜之助殿より御用有之、親類
宰領ニ而出府、翌十一日御届申上候処大門口格護所江被召込候
- 一 同年九月十九日、加治木役人預り被仰付鹿府御屋敷江被召置候
- 一 同四年亥正月十九日、聞得之趣不宜候ニ付嶋方居住願上候処
出帆迄之間御借揚り屋願出之趣被仰付候、早速其通願出候
処谷山之揚り屋江入牢いたし候
- 一 同年三月、便船相出シ、出牢ニ而富寿丸江乗付候
十七日、鹿児島前之浜出帆当日山川着
四月二日、大嶋江着、笠利間切赤木名方江配所被仰付候
- 一 安政二年乙卯、御赦免ニ而、六月十日、大嶋出帆、十四日国利諏訪之浜江着船、
名越左源太殿、近藤七郎左衛門殿同船ニ而候
- 一 安政四年丁巳六月廿二日、與頭役被仰付御切米式石被下置候
三番與支配被仰付候

(後略)

これによれば、1851（嘉永 4）年 1 月 19 日、白尾は自分の処遇に関する「聞得（うわさ）」がよくないので、自ら島方居住を願い出ている。その願いが許可されて、谷山の「揚り場（あがり場・牢屋の特別室）」に入牢した後、3 月富寿丸に乗船、赤木名方へ配流されている。配流から赦免までの航跡は、以下の通りである。

3 月 17 日、鹿児島の前之浜を出て、山川へ着いた。

4 月 2 日、奄美大島に着き、「笠利間切赤木名方」、「赤木名村」の「中金久」の地に流された。

白尾は、こうして赤木名村に配流されて、「幕末（嘉永）の赤木名」絵図が描かれることになるのである。なぜ白尾が絵図を描いたのかは、(4) で整理してみたい。

1855（安政 2）年、白尾は、同じく高崎崩れで名瀬間切の小宿村に配流されていた物頭・名越左源太、赤木名村へ配流されていた裁許掛見習・近藤七郎左衛門とともに赦免され、永徳丸で「大島」（実際は赤木名村）から出帆した。

6 月 10 日、「大島」出帆。

6 月 14 日、白尾は、宮崎県南那珂郡本城村の海岸「諏訪之浜」へ着く（永井亀彦『高崎崩の志士 名越左源太』（『南西諸島史料集』））。

白尾は、赦免から 2 年後、元の与頭職に就いている。

(2) 赤木名仮屋について

白尾が絵図を描いた赤木名村は、どのような地域的特徴を持っていた場所であるのか、具体的に確認する。

① 赤木名仮屋の設置期間

奄美大島における仮屋は、1609（慶長 14）年、島津氏（薩摩藩）による琉球侵攻後、

1613（慶長 18）年から 1633（寛永 10）年まで、笠利間切笠利方の笠利村に設置された。最初に赴任したのは、「奉行」の「法元（ほうが）仁右衛門」（法元仁右衛門）であった。当初の仮屋が笠利方笠利村へ設置されたのは、琉球国支配統治下における行政機関が笠利村（辺留村周辺）に置かれていたことや琉球国統治に対する喜界島の抵抗、琉球国による「日本甲兵」征討等を意識した対策と考えられる。

続く 1635（寛永 12）年から 1637（寛永 14）年の「奉行」吉岡宮内左衛門の「御代」に（吉岡宮内左衛門が着任していた期間、おそらく帰任年を除いた 1635（寛永 12）年から 1636（寛永 13）年頃）、仮屋は「名瀬大熊村江仮屋相直シ候」（『大島代官記』）と記されているので、名瀬間切名瀬方の大熊村に移転している。

江戸幕府では、寛永期に吏僚的代官が増加しているが、奄美群島の統治体制も、1639（寛永 16）年、軍事的統治が強い役職「奉行」「附役衆」（副官とも称する）から民生的統治が中心の役職「代官」と附役衆へ転換が認められる（『大島代官記』）。

そして仮屋は、1649（慶安 2）年、笠利間切赤木名方の赤木名村に移転する。以後、大熊村と赤木名村を仮屋は交互に移転するのであるが、赤木名仮屋は、1649（慶安 2）年から 1662（寛文 2）年と 1672（寛文 12）年から 1801（享和 1）年まで設置されている。その設置期間を計算してみるならば、1609（慶長 14）年の薩摩藩による軍事侵攻から 1868（明治元）年に至るまで、薩摩藩統治時代の約 259 年間で 140 余年（『大島私考』は 163 年間と記載）を占めていて、奄美大島統治の政治的拠点として営まれていた様子がうかがわれる。

なお、この時期、赤木名村は字の里・中金久・外金久があったと考えられ、1672（寛文 12）年に「赤木名へ仮屋相直り」（『大島代官記』）と記載されている仮屋の設置場所は、赤木名村の里の北側、中金久に近い場所であると推定される。

ところが、『大島代官記』には、赤木名村に仮屋が設置されていた時代の 1675（延宝 3）年、「赤木名金久村へ仮屋相直り候」という記述がある。その意味するところは、仮屋が同じ赤木名村の里から中金久へ移転した可能性も視野に入れておく必要がある。金久村という名称はこの記述のみであるが、金久村は外金久・中金久の両金久における中金久に該当するのではないかという仮説を提起しておきたい。その理由は、中金久の街並みに薩摩藩の「麓」的要素が認められることと、武士身分に準ずる郷土格が多数居住していることによる。

その後、1801（享和 1）年、仮屋は「是年仮屋名瀬間切伊津部ニ移ス」（『大島代官記』）と記されているように、名瀬間切名瀬方の伊津部村（金久村）に移転して、伊津部仮屋となる。そして伊津部仮屋を中心に官公庁街が形成され、明治時代に名瀬が奄美群島における政治・経済の中心地域として発展していくのである。以上が、奄美大島における仮屋変遷の概略である。

この仮屋が営まれていた年代について、『大島私考』『南島雑記』等の史料により異なるので、基本的に『大島代官記』（池野田本『大島代官記』も含む）を典拠とした。

前述したように、白尾は、1851（嘉永 4）年 4 月 2 日に奄美大島に到着、「笠利間切赤木名方」へ配所されている。1801（享和 1）年に名瀬間切名瀬方の金久村に伊津部仮屋が設置されているので、この「幕末（嘉永）の赤木名」絵図は、赤木名村から仮屋が移転されて 50 年を経た頃の様子を描いたものであることがわかる。

仮屋の建物についても、若干ふれておく。

1623（元和 9）年に「御条書ニ仮屋ヲ作ルヘカラス」という規定が認められ、赤木名仮屋は、「村中ノ大なる家宅ヲ為仮屋」と借宅であったことが記されている（『南島雑記』『大島私考』）。名瀬間切名瀬方の金久村に伊津部仮屋が設置された際、初めて仮屋は新築されるのである。

②「赤木名」の名称について

現在、「赤木名」と呼ばれている地域は、里・中金久・外金久の三つの大字で構成されていて、実体として「赤木名」という地名は存在していない。

結論から先に述べるならば、「赤木名」と呼ばれる地域は、もともと里・中金久・外金久を合わせて「赤木名村」と称されていたが、人口の増加に伴い、「里村」の創設以後は、中金久と外金久を合わせた地域が「赤木名村」と呼称されるようになる。すなわち「赤木名」は、笠利間切の赤木名方を指す行政区画名称として用いられていたほか、「赤木名村」を指す個別の集落名称として用いられていた用語（地名）である。

以下、史料・絵図にみえる「赤木名」について、上記の件について検討する。

17 世紀中頃に描かれた「正保国絵図」には、「笠利間切之内あかきな村」「あかきな村大道より笠利間切大道迄壱里廿三町」7 村とある。また 1668（寛文 8）年の『琉球国郷帳』には、「高千二石 笠利間切 かとく村、喜瀬村、あかきな村、やん村、うすく村、節田村、かしけん村」7 村とある（『琉球国絵図史料集・第一集—正保国絵図及び関連史料—』）。

現在の赤木名地区は、この時代には「赤木名村」として呼称されている。例外として、1675（延宝 3）年の『大島代官記』には、「赤木名金久村へ」と「金久村」の記載が認められる。これは「赤木名村」の金久（砂地）に営まれている集落（中金久・外金久）を対象として「金久村」と記述したものと考えられる。

1805（文化 2）年春から 1807（文化 4）年春まで滞在していた大島代官・本田親孚（ちかぎね）が著した『大島私考』の「村数」の項には、「辺留村、須野村、宇宿村、万屋村、節田村、平村、赤尾木村、芦徳村、里村、赤木名村、右拾ヶ村赤木名方ト云フ」とあり、「赤木名村」に加えて、新たに「里村」の記載が認められる。これは、前述の「金久村」の記載とあわせて考えてみるならば、赤木名村は、人口が増加してきて、金久村と里村に分かれていく様子を示すと考えられる。

赤木名村については、その後の 1816（文化 13）年にも、「子九月四日横目赤木名村之儀志直」と「赤木名村」の名称が認められるし（『大島代官記』）、白尾より半年遅れた 1851（嘉永 4）年 10 月、奄美大島に来島した汾陽（かわみなみ）次郎右衛門一行が作成した「大島古図」、汾陽から依頼を受けた名越（なごや）左源太の「絵図方用向書付入」の第一次史料にも、それぞれ「赤木名村」の記載がある。

以上から、里・中金久・外金久の 3 集落から成る赤木名地区は、1600 年代中頃から「赤木名村」と呼称されていた事実が確認でき、少なくとも 1800 年代初めには、「里村」が新たに登場していることがわかる。字名については、1789（寛政 1）年に「外金久」の地名が認められるが（『大島代官記』）、「中金久」は記載されていない。この段階では、村名ではない。

さらに近代になり、1870（明治 3）年と言われる「大島本島人口調査」（徳之島町郷土資料館小林文庫蔵）には、「里村 男女 238 人、戸数 42」「中金久村 男女 373 人 戸数

65]「外金久村 男女 527 人 戸数 93」とあり、既に赤木名村の名称はなくなり、3 村として記載されているのである。また、内務省命に基づく 1874（明治 7）年の「各府県村名調査報告書」（提出時期不明）、1881（明治 14）年の「各町村字小名取調書」「各村字名称調」でも、同様の表記が認められる（『明治前期全国村名小字調査書』第 5 巻）。

そうした「赤木名村」から「里村・中金久村・外金久村」への変化については、「明治八乙亥の年ニ当り変更増減の事ヲ加不附ス」として朱書で書き込みがある『大島私考』（流通経済大学図書館祭魚洞文庫蔵）から、一層明確に理解できる。そこには、「里村（朱書）此三村一郭ニシテ小路ヲ以高境故ニ赤木名村ニ高頭ヲ記ス（朱書）中金久村 外金久村 赤木名村ヲ分テ金久ノ両村ヲ立ツ 土人赤木名ト呼」「赤木名村 中金久村外金久村ト両村ニ分ル」とある。つまり、かつて「金久村」とも呼ばれたこともある「赤木名村」を、「中金久村」と「外金久村」の二村に分けたことが記載されているのである。その反映として、地租改正史料も「明治十二年竿次帳全 大島郡赤木名方中金久村」「明治十二年竿次帳全 大島郡赤木名方里村」の中金久村と里村の村ごとの史料が残されているのである（国立公文書館つくば分館蔵）。

現在の里村・中金久村・外金久村は、もともと一つの「赤木名村」として呼ばれていた。その後、赤木名仮屋が所在している一帯が「里村」と分かれて呼ばれるようになり、その結果、砂地（金久）に営まれている集落を指して「赤木名村」と総称されるようになる。近代以降は、さらに「赤木名村」が「中金久村」と「外金久村」の二村に分かれて、かつて「赤木名村」と呼ばれていた集落は、「里村」「中金久村」「外金久村」の 3 村に分かれて現在に至るのである。

（3）赤木名絵図から読み取れる歴史情報

①与人役所・横目役所について

白尾作成の「幕末（嘉永）の赤木名」絵図から、与人役所（仮屋跡）と横目役所は、現在の中金久集落にあることがわかる。また「大島古図」には、現在の外金久集落の海岸に「役所」の記載が認められるのであるが、これは津口横目役所と考えられる。

白尾の絵図にみえる横目役所とは、間切横目役所の事である。元和 9（1623）年の「大島置目条々」発令後、琉球国統治時代の間切最上級役職である「大親」が廃止され、新たに間切最上級役職として「与人」が設置され、奄美大島七間切には、与人一横目一筆子一掟の役職を基軸とした島役人の行政組織が整えられたのである。

各間切における与人・横目の配置と定員の変遷は、以下のとおりである。

1659（万治 2）年か翌年、間切横目は、各間切に 1 名配置されている（『松岡家文書』『大島代官記』）。

1708（宝永 5）年以前、与人は 1 間切に 2 名の配置となった（『大島要文集』）。

1713（正徳 3）年以前、1 間切を 2 方に分けて、7 間切 14 方となる。その後、住用間切は、住用方と須垂方の 2 方を合わせて住用方としている。その理由は、4 ヶ村が禿村（廃村）になったためであるという（『南島雑記』）。

1754（宝暦 4）年、笠利間切の間切横目が、1 名から 2 名の配置になっている。

こうして 7 間切 14 方、次いで 7 間切 13 方となり、13 方に与人 1 名、間切横目 13 名が配置された。

白尾による絵図が描かれた嘉永期の笠利間切の赤木名方は、仮屋が既に移転していたため、笠利方と同じく与人1名、間切横目1名が配置されている。赤木名方には、行政統治の中心地であった赤木名村に役所が置かれるのであるが、仮屋は里から中金久に移転されたと推定される。この時期の役所は、居宅と執務室を兼ね備えた施設であった。

この与人役所と間切横目役所（以前は座横目等の薩摩藩から異動してきた詰役人の役所とも考えられる）の所有者についても若干の検討を行う。

1801（寛政13）年春、伊津部村（金久村）に移転した伊津部仮屋（現矢之脇町）は、薩摩藩が新たに建築したもので、薩摩藩の所有であった。そのため、1869（明治元）年の版籍奉還以後、伊津部仮屋が所在していた一帯の土地は国有地となり、現在、国の機関である検察庁・裁判所・拘置所等が建てられている。

それでは、赤木名村における仮屋等の行政施設は、誰が所有していたものなのか。「南島雑記」によれば、1673（延宝元）年、「赤木名へ移る、是より代々代官此所に居る事百二十有余年の間、新に仮屋を移す事なし、村中の大なる家宅を仮屋と為す」とある。このことから、赤木名仮屋は、村内の大きな居宅を借りて仮屋としていた様子がわかる。1801（寛政13）年、仮屋が名瀬間切伊津部村（金久村）に移転されたため、赤木名仮屋や横目屋敷は、島役人の与人及び間切横目、またはその他の島役人の役所となったのであろう。役所として借用された大きな居宅所有者は、現在の所有者まで継承されているものが少なくないと考えられる。

②元与人（役職）・郷士格（身分）の居住地域

赤木名村を描いた白尾の絵図や名越左原太の『遠島日記』には、郷士格や後に郷士格となる有力家等を含めた人々の名前が散見される。絵図に認められる郷士格の島役人は、いずれも名字を保有している人々である。

後年に郷士格となる人々も含めるならば、白尾の絵図に記載されている人物は、北側から、伊喜美行、伊喜美源、平宣子、築義貞子、牧直水、南喜祖明、東健資、湯前（湯之前）玄（甚）益等の名前が認められる。

それらの人物の中で経歴がわかるのは、伊喜美行、築義貞子、南喜祖明等である。伊喜美行は、1828（文政11）年に与人職を退役している。築義貞子は、1830（文政13）年に郷士格になっているが、嘉永期には役職勤務は確認できない。南喜祖明は、1828（文政元）年に一代郷士格となり、その後代々郷士格となっている。

本貫地が赤木名村であり、赤木名村に居住している郷士格は、伊家、赫家、南家、築家等である（『笠利町誌』、「連官史」『道之島代官記集成』）。

1855（安政2）年4月、笠利間切には、1865（慶応1）年、赤木名の郷士格永家となった間切横目伊孫子、赤木名方津口横目喜美悦、笠利方津口横目満平等が赴任している（名越左原太『遠島日記』、『琉球王国評定所文書』第17巻）。しかし、彼等の名前は、白尾の絵地図には見当たらない。

② 絵図に認められる街並み・施設と景観表現

白尾が描いた絵図には、赤木名村の街並みが詳細に記録されている。他村へ通じる道と仮屋からの距離や橋、与人役所、間切横目役所、塩入浜、御蔵跡、郷士格屋敷、流人屋敷等の行政施設、「天神」、「秋葉」、「弁天」の神社、さらに井戸、中洲等の施設まで記載されている。それらの大多数は、現在までその痕跡を残していて、文化財群としてとらえられ

るものである。

建物は、大小がわかるように描かれている。例えば、郷土格の伊家・築家は大きく描かれているが、配流されている白尾の家は、柱が多くかつ小さく描かれているのである。白尾が描いた絵図は、実際の建物規模や敷地面積等が反映されているものと理解される。

街並みは、里と中金久を中心に、直線的道路による方形区画街路が形成されている様子がわかり、薩摩藩の行政統治における政治的拠点として、いわゆる麓制度との関係を考える指摘もある。喜界島・湾、徳之島・亀津、沖永良部島・和泊の仮屋所在地でも、類似した方形区画街路等の形成が認められるのであるが（平成 24 年 12 月 8 日、奄美遺産活用実行委員会・奄美市教育委員会開催「薩摩藩代官が滞在した鹿児島島の景観のシマ―奄美群島における仮屋所在集落の比較検討会―」）、おそらく赤木名村は最も大規模に街並み整備が行われている集落空間であると考えられる。その集落空間に認められる麓制度的要素の確認については、今後の十分な調査研究を俟たなければならない部分が大きいが、伝統的集落空間に薩摩藩が導入した可能性がある麓制度の折衷的集落空間の視点からも、赤木名村をとらえていく必要がある。

④汾陽次郎右衛門等による「大島古図」との比較

汾陽次郎右衛門の一行による「大島古図」は、調進前のものとして、1851（嘉永 4）年から 1852（嘉永 5）年頃に一応の完成を見ていたと考えられる。白尾伝右衛門による絵図「幕末（嘉永期）の赤木名」も、ほぼ同時期に描かれたものであるが、いくつか相違が認められる。

たとえば、「御蔵」は両者とも位置が同じであるが、「役所」は両者で位置や距離が違う。「大島古図」では「役所」が海辺にあり、薩摩藩が海岸防備図を目的として製作されたと考えられる「大島古図」は、海岸の情報が詳細に書き込まれている。それに対して、白尾の絵図は、むしろ道路や田畑等の内陸の情報が多く書き込まれていて、海岸の情報はほとんどない。

（4）赤木名絵図をめぐる歴史的背景

①白尾伝右衛門による赤木名絵図の作成時期

（1）で確認しているように、嘉永朋党事件（高崎崩れ）で糾問された白尾伝右衛門は、1851（嘉永 4）年 4 月 2 日から 1855（安政 2）年 6 月 10 日まで赤木名村に配流されていた。

したがって、絵図の作成時期は、大枠としては 1851（嘉永 4）年から 1855（安政 2）年の 4 年間の期間であるにちがいない。原本写の写に記載されている「幕末（嘉永期）の赤木名」の表題から、嘉永年間に絵図を作成していると理解するならば、1851（嘉永 4）年 4 月以降、1853（嘉永 6）年までの約 3 年半であると思われる。

②汾陽次郎右衛門等による「大島古図」作成

この時期、江戸幕府は、阿片戦争等の国際情勢に対応する方策の一つとして、1842（天保 13）年や 1849（嘉永 2）年に、「海岸防備」の強化を図るため、海岸絵図の作成を命じている（川村博忠「幕府命令で作成された嘉永年間の沿岸浅深絵図」『地図』37-2, 1999）。

薩摩藩が作成した「大島古図」は、江戸幕府の命令に則したものであるが、一方で薩摩藩の個別的課題も反映したものであり、幕末の琉球国、薩摩藩を巡る国際環境や藩財政に

対応するため、沿岸図だけではなく、田畑、作物等の 21 にもわたる項目の記載が命じられているのである。

1851（嘉永 4）年 10 月、守衛方物頭の汾陽次郎右衛門の一行が琉球国で異国船の動向を見ながら対策をとるため、奄美大島の屋喜内間切宇検方に来島、滞在した際、別に絵図作成を命じられている。島役人層では、黍横目の仲祐喜、間切横目の邦武、間切横目勤の冨雄等が「間切中の絵図面並びに海底の浅深の糺方掛」を任命され、数十日かけて奄美大島を測量しながら回り、翌年 4 月頃には絵図を薩摩藩に提出している（津島家文書「横目記録」、「基家文書」「和家文書」「汾陽文書」）。その絵図が鹿児島県立図書館に所蔵されている「大島古図」（仮称）である。

同年、その絵図作成は奄美大島だけではなく、徳之島や琉球国にも命じられ、やはり翌年 4 月頃には薩摩藩に絵図が届けられているので、奄美群島及び琉球国全域に絵図作成が命じられたものと考えられる（『前録帳』、『琉球王国評定所文書』第 17 巻）。

しかし、現在確認できる絵図は、前述の「大島古図」のみである。

③名越左源太による「絵図方用向書付入」と赤木名絵図の関係

汾陽次郎右衛門等は、薩摩藩から命じられた奄美大島の調査事項 21 項目について、海岸沿いに、停泊可能湊、湊の水深、大船・小舟の路、海岸部の植物等は調査しているが、間切・方ごとの人跡、家数、高頭、町屋、神社、仏閣、寺院等は記載していない。つまり「大島古図」は、海岸部の調査情報が中心であり、内陸部の調査情報は不足していたのである。

薩摩藩から作成を命じられた絵図は、「大島古図」を含め、奄美群島や琉球国の各島で作成され、1852（嘉永 5）年 4 月頃までに藩へ提出されたと考えられる。しかし、汾陽は、さらに「巨細の絵図面の取仕立て方」を藩から命じられている。そのため、汾陽は、不足項目や内陸部情報について、名瀬間切名瀬方の小宿村に高崎崩れで配流されていた名越左源太へ依頼したのである（「汾陽文書」）。

名越左源太は、新たな絵図作成に取り組んでいるが、調査中の絵図断簡が現存していて、亀井勝信『奄美大島諸家系譜集』（国書刊行会）に収載されている。それによれば、内陸部の田畑、黍地、地名、神社、仏閣等が「大島古図」よりも詳細に記載されている様子がわかる。

名越左源太による『遠島日記』の中に、1855（安政 2）年、白尾伝右衛門が名越と頻繁に接触していた様子が記載されている。白尾伝右衛門が描いた赤木名村絵図は、集落内部を対象として描かれていて、名越左源太の絵図と共通性が認められるのである。白尾による赤木名村絵図は、汾陽次郎右衛門が名越左源太に依頼して進めていた不足項目の追加絵図の可能性も考えられる。しかし、現段階では史料が不足していて、二人の関係も不明であり、直接の影響を受けたものなのか判然としない。

関係が考えられるところでは、沖永良部島代官伊地知八右衛門が、鹿児島へ帰任する 1855（安政 2）年 5 月 22 日、赤木名村で名越左源太に沖永良部島湊（和泊）の絵図作成を依頼している。そのため、名越は、同年 5 月 23 日に「沖永良部島湊」の絵図を書き調べている（「沖永良部島代官記」「遠島日記」「見聴雑事録」）。

このことから、名越左源太が、汾陽次郎右衛門から依頼された詳細絵図作成に関係していたことは知られていたと考えられ、その名越と接触していた白尾伝右衛門が赤木名村

絵図を描いていることは示唆的である。

こうした一連の絵図作成の動きは、江戸幕府の対異国船対策として海岸部の絵図作成を各藩へ命じたことから始まるものであり、それを受けて、薩摩藩では、奄美群島や琉球国にも海岸絵図作成を命じたのである。奄美大島では、汾陽次郎右衛門等が絵図作成を行い、あわせて鉱物等の産物調査も実施していた。藩内の殖産興業を意識した調査であると考えられる。

そうした海岸防備図の性格が強い絵図作成後、さらに内陸部まで含めた詳細絵図作成が汾陽次郎右衛門に命じられ、汾陽はその業務を名越左源太に依頼したのである。この動きが、名越とも接触していた白尾伝右衛門の赤木名村絵図作成に関係している可能性があり、また沖永良部島代官が名越に「沖永良部島湊」の絵図作成を依頼した背景であるとも考えられる。

附 記

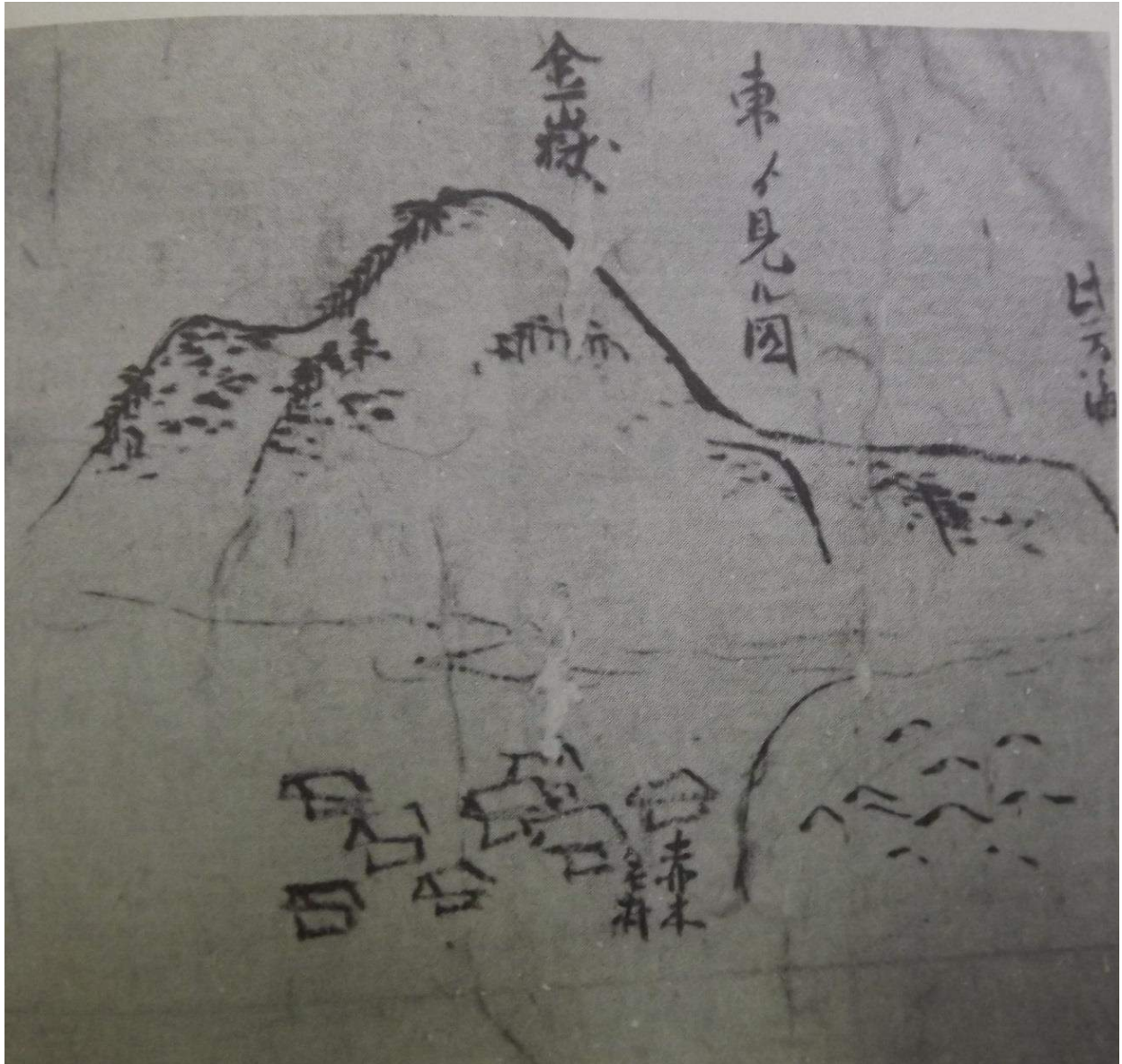
本稿の執筆分担は、以下のとおりである。

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (1) 白尾伝右衛門について | 山下 和・弓削政己 |
| (2) 赤木名仮屋について | 弓削政己 |
| (3) 赤木名絵図から読み取れる歴史情報 | 弓削政己 |
| (4) 赤木名絵図をめぐる歴史的背景 | 弓削政己 |
| 第 36 図 「幕末（嘉永）の赤木名」絵図解説 | 山下 和・弓削政己 |

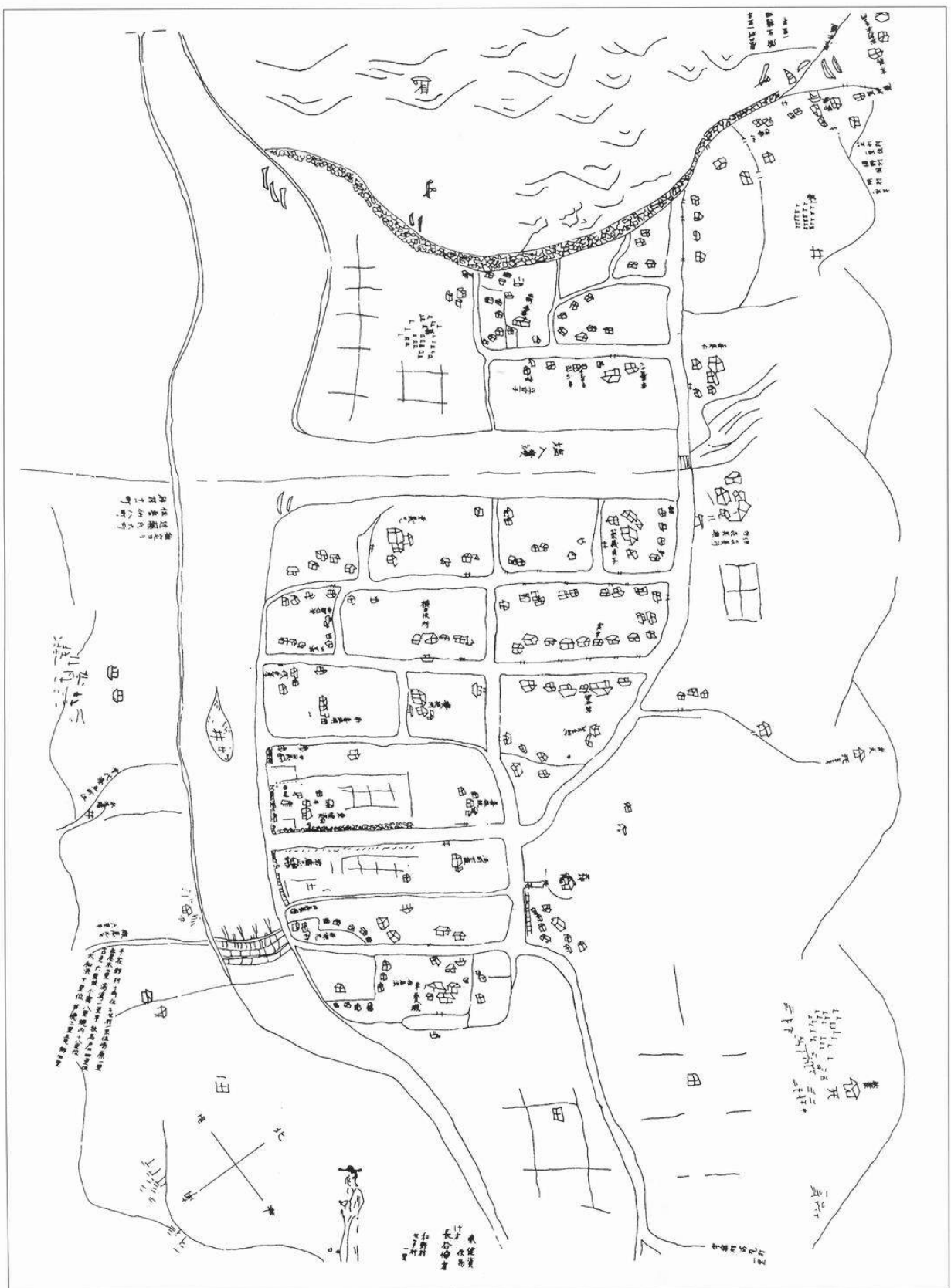
（山下 和・弓削政己）



第 33 図 1851（嘉永 4）年～1852（嘉永 5）年作成
「大島古図」（鹿児島県立図書館蔵）における赤木名村

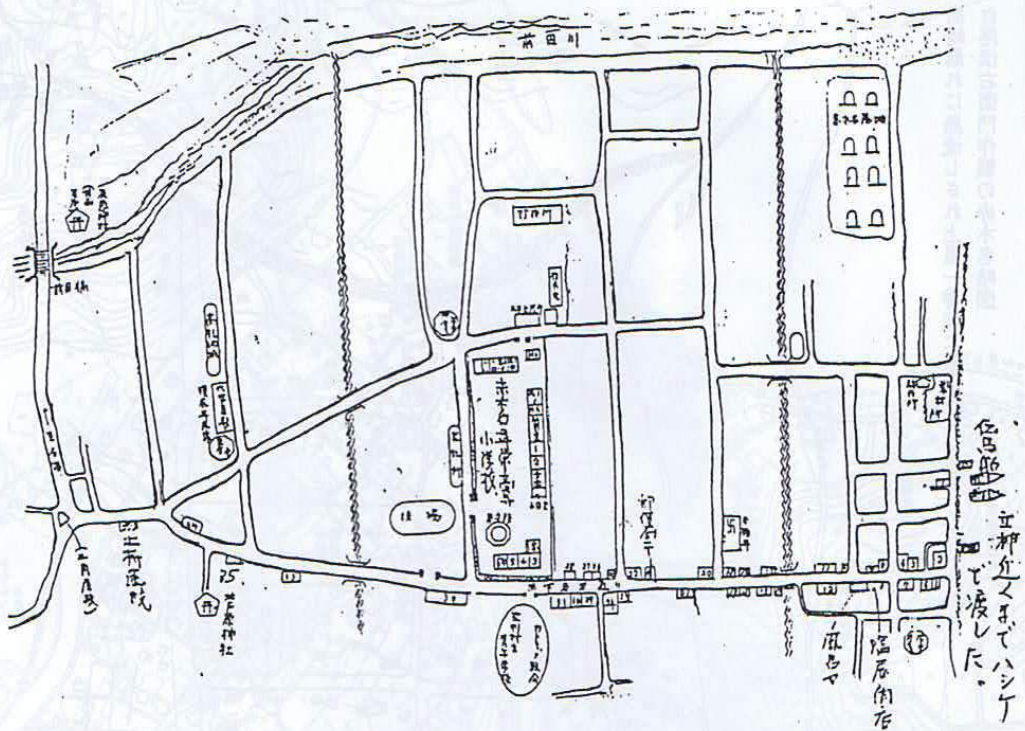


第 34 図 1852（嘉永 5）年～1854（安政元）年か
 名越左原太「絵図方用向書付入」における「赤木名村」
 （亀井勝信『奄美大島諸家系譜集』，1980 年、国書刊行会）



第 35 図 白尾伝右衛門「幕末（嘉永）の赤木名」絵図（奄美市立奄美博物館蔵）

大正～昭和にかけて変遷した赤木名地図



- ① 通船倉 ② 海運業と共に旅館業を営む池畑旅館 ③ 丸野ハエ進(鍛冶屋) ④ 購買販売組合 現在の農協 ⑤ 検査場(畑) ⑥ 玉利匠院
- ⑦ 大島電力営業所 ⑧ 赤木名旅館 ⑨ 平川吉次商店 ⑩ 東條直次郎商店(館) ⑪ 友野商店(糸) ⑫ 出来商店(菓子) ⑬ 河野商店(米・雑貨) ⑭ 野口加之進(鍛冶) ⑮ 不明
- ⑯ 本井商店 ⑰ 豆小や ⑱ 正親商店(本屋) ⑲ 松元興え助商店 ⑳ 保商店(写真・船頭泉商店) ㉑ 田代菜店 ㉒ 重井さしもの店
- ㉓ 丸や旅館 ㉔ 水間商店 ㉕ 伊東商店 ㉖ 野口呉服店 ㉗ 理髪店 ㉘ 叶商店 ㉙ 本田二次郎商店 ㉚ 鳳呂屋 ㉛ 栄商店(酒・雑貨)
- ㉜ 配山商店(雑貨) ㉝ 前島理髪店

丸田光郎氏作成

第 37 図 大正～昭和にかけて変遷した赤木名地図 (丸田光郎氏提供)

奄美市文化財叢書 6

史跡赤木名城跡保存管理計画書

2015 年 3 月 31 日発行

編集・発行 奄美市教育委員会

〒894-5555 奄美市名瀬幸町 19-21

印刷 奄美新生社印刷

〒894-0008 奄美市名瀬浦上字ヤン川 683